

令和4年 網走市議会

令和4年度予算等審査特別委員会会議録

第6号 令和4年3月17日(木曜日)

○日時 令和4年3月17日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員(13名)

委員長	立崎 聡 一
副委員長	山田 庫司郎
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	金兵 智 則
	栗田 政 男
	近藤 憲 治
	澤谷 淳 子
	永本 浩 子
	平賀 貴 幸
	古田 純 也
	松浦 敏 司
	村椿 敏 章

戸籍保健課参事	田中 靖 久
介護福祉課長	野呂 俊 広
水産漁港課長	渡部 貴 聡
港湾課長	梅津 義 則
営業経営課長	佐々木 修 司
上水道課長	木村 篤 史
下水道課長	中村 昭 彦
水道部参事	阿部 昌 和
-----	-----
教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	田 口 徹 学
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事務局 長	林 幸 一
事務局 次長	石井 公 晶
総務議事係長	法師人 絵 理
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹
係	早 湊 由 樹

○欠席委員(1名)

工藤 英 治

○委員外議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	水谷 洋 一
副 市 長	後藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
市民環境部長	武 田 浩 一
健康福祉部長	桶 屋 盛 樹
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	吉 田 憲 弘
水道部長	柏 木 弦
庁舎整備推進室長	立 花 学
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	田 邊 雄 三
職員課長	寺 口 貴 広
財政課長	古 田 孝 仁
戸籍保健課長	渡 邊 眞知子

午前10時00分 開議

○立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の委員会を開きます。

本日の委員会には、次の委員から欠席の届出がありましたので報告します。失礼しました。欠席及び遅参の届出がありましたので報告します。

欠席、工藤英治委員。

遅参、栗田政男委員、時間60分。

それでは早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計、公営企業会計に関する細部審査に入ります。

質疑のある方、挙手お願いいたします。

澤谷委員。

○澤谷淳子委員 おはようございます。

それでは、介護保険特別会計の217ページ、買物リハビリ事業についてお伺いいたします。

こちらは令和2年度から当初予算204万円からスタートした、送迎車両の空き時間を活用して週

1 回商業施設への送迎と買物の付添いをしてくれる事業でした。

本年予算 349 万 2,000 円の積算内訳をお教えください。

**○野呂俊広介護福祉課長** 買物リハビリ事業の本年度の予算の内容についてでございますけれども、予算の内容につきましては、通所介護事業所への委託料と専門職の介助内での見守りや軽体操を実施する専門職への委託料となっております。

**○澤谷淳子委員** この委託料ということで、利用人数によっては変わるというか、利用回数というか、1 回送迎 3 人も 4 人も乗せても 1 人を送迎しても委託 1 回分といたら変なのですけども、その委託料というのは変わりはあるのでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 年間を通しての委託料となりますので、回数などによって上下するということはございません。

**○澤谷淳子委員** それでは、年間通じてコロナ禍だったのでですけども、どれぐらいの方が利用したというのはわかりますか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 事業実績についてでございますけれども、令和 3 年度におきましては、開催日数を事業開始当初の週 2 回から週 3 回に拡充し、79 名、20 名の方に御利用いただきました。令和 4 年度におきましても、令和 3 年度同様、週 3 回の開催を予定しております。

**○澤谷淳子委員** スタート時期より週 3 回もなっただけですね。ただ、今も言いましたけれども、コロナ禍の丸 2 年が経過しまして、デイサービスも緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置など発令されるたびに、通所自体利用休止になりました。それで、逆に買物リハビリでお買物に行くということはなくなったと、減ったと思うのですけれども、冬の期間に利用が増えることもあるだろうからということで、買物支援サービス事業もまだ残っていましたよね。そちらの利用は増えたとかということはありませんか。

**○野呂俊広介護福祉課長** シルバー人材センターに委託しています買物支援事業でありますけれども、こちらについては例年利用者数が少ないという状況であったのですけれども、これについてはコロナの影響等によって増えたということは、状況は見られませんでした。

**○澤谷淳子委員** そうしますと、デイサービスの

空き時間の送迎車を利用して、この買物リハビリだったのですけれども、デイサービスに行かない方がこの緊急事態とかいろいろな制限あったときに休みが多かったはずなのですけれども、今年は、去年のほうは予算としては 455 万 9,000 円で、今回は 349 万 2,000 円ということで、何というのでしよう、やっぱり逆に増えるのではなくて、予算ちょっとこれだけ利用はしていても、少し、何というのでしょね、抑えた形になっているのでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 令和 4 年度予算が令和 3 年度に比べ減少した理由でございますけれども、令和 3 年度におきましては、当初予算におきましては、買物リハビリ事業の民間事業者実施分を当初委託料で見込んでいたのですけれども、その後、介護事業所の指定を受けて実施となりましたので、この分本年度の予算からなくなったという状況でございます。

**○澤谷淳子委員** ありがとうございます。了解いたしました。

それでは、同じ 217 ページのすぐ下、高齢者等さわやか収集事業、こちらについてお伺いいたします。

こちらは家庭ごみをごみステーションに出せない高齢者等はシルバー人材センター、民間事業者、町内会へ委託して、安否確認も含め、ごみの個別回収をする事業でしたね。それで、今年の予算 964 万 7,000 円の積算内訳、こちらも教えてください。

**○野呂俊広介護福祉課長** 本年度予算の算出根拠でありますけれども、委員おっしゃるとおり、シルバー人材センターと町内会、それから民間ごみ収集事業者で実施をしております。それぞれの委託料となっております。

**○澤谷淳子委員** これは個別に幾ら委託料というのはわからないですか。

**○野呂俊広介護福祉課長** まずシルバー人材センターでございますけれども、見込みとして 103 世帯を見込みまして約 562 万円の委託料を見込んでおります。また、民間事業者につきましては、27 世帯を見込みまして 1 か月約 31 万円の予算計上をしております。それから、町内会ですけれども、1 回当たり 200 円で 19 名の方を想定しまして、約 26 万円の予算を計上しているところでございます。

○澤谷淳子委員 やっぱりすごい数がいらっしやって、何人分ぐらいか聞こうと思っていたのですが、教えていただきましてありがとうございます。

こちらのさわやか収集事業のサービスを受けたいなというときは、何らかの介護認定さえ受けていれば利用できるサービスなのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 さわやか収集事業の対象者につきましては、要介護認定を受けている方ですとか、身体障がい者の障害者手帳の交付を受けている身体障がい者のみの世帯など、このような方が対象となっております。

○澤谷淳子委員 わかりました。

そうすると、このサービスを利用したい人は申込みは直接自分でこちらのほうに申し込むという形でしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 いろいろ御自身ですとか、御家族の方ですとか、あるいは介護支援事業所のケアマネジャーの方の代理申請ですとか、いろいろありますけれども、こちらのほうに申請していただく形で開始する事業でございます。

○澤谷淳子委員 本当に高齢者等の現状があつての個別回収ということで、今後ごみの分別の変わる変わらないにかかわらずこの事業はなくすことのできない事業だなということを理解いたしました。

私の質問はこれで終わります。

○立崎聡一委員長 次、古田委員。

○古田純也委員 おはようございます。

では、まちづくりの9ページ、介護保険手続オンライン事業の新規事業について、改めて事業内容と積算根拠をお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 介護保険手続オンライン化事業でございますけれども、事業の内容につきましては、国が運営しますオンラインサービスのマイナポータルびったりサービスを経由して提出された各電子申請データを市の基幹システムに取り込むシステムを構築するものでございます。

介護保険に関する11の手続につきまして、これまでは御本人や御家族、ケアマネジャーの代理申請など、窓口に出向いて手続いただいていたところでございますけれども、システム導入後におきましては、御家庭や事業所等で時間や場所を選ばずにオンラインでの申請を行うことが可能となり、利用者の負担軽減が図られると考えております。

す。

○古田純也委員 わかりました。

11ほどある手続が役所に出向かなくても自宅でできるという、これは更新の手続だとか、恐らく初めて介護を認定する場合、また再更新というのですかね、そういうときも活用できる事業で、オンラインを使わなくても今までどおり出向いてする手続も当然あるのですね。

○野呂俊広介護福祉課長 対象となる手続につきましては、委員の今おっしゃいました要介護認定申請の申請ですとか、介護負担被保険者証の再交付申請ですとか、これら含めて11の項目があるのですけれども、このオンライン申請のほかにも同時進行で従来の窓口での申請はきちんとしっかり行っていきたいと考えております。

○古田純也委員 オンライン化開始というスケジュールはどのような感じですか。

○野呂俊広介護福祉課長 今後の契約とか制度設計につきましては、市の情報政策課で一元で一括して行う予定となっておりますけれども、システムの構築は令和4年度いっぱい想定しております。本稼働は令和5年度より稼働する予定でございます。

○古田純也委員 わかりました。

同じページの介護認定審査会、オンライン化拡充内容をお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 介護認定審査会のオンライン化の事業でございますけれども、介護認定審査会につきましては網走ほか斜里郡3町で共同運営をし、週2回年間約60回程度、対面形式で開催されております。開催場所につきましては、各市町村持ち回りで行っておりますが、これまでに悪天候などによって審査会が中止となった事例があったことや、委員の長距離移動など負担の軽減を図ろうとするものであります。

○古田純也委員 週2回年間60回行われる対面式の会議が、今後もずっとオンライン化が進めるといふふうに認識してもよろしいでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 既に令和3年度にテスト的に運用を行っておりまして、今後につきましてはずっとこのオンライン化が進めようと考えているところでございます。

先ほど認定審査会の回数につきまして、年間60回と発言したようでございまして、年間約96回の間違いでございます。おわび申し上げます。

○古田純也委員 わかりました。かなりの回数があるのですね。

最後の質問になります。

認知症高齢者見守り事業、221ページになりますけれども、この認知症高齢者の見守り事業の事業内容、そして積算根拠についてお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 まず、高齢者見守り事業の事業内容についてでございますけれども、網走市におきましては2つの事業がございます。1つは網走保健所が設置する網走市ほか4町、斜里の警察署を含め構成されておりますけれども、網走市認知症高齢者SOSネットワークという見守りに関する事業が1つでございます。それから、市が運用しているお知らせメール@あばしりのメール機能を活用しまして事前に登録を頂いた登録者、登録機関に情報発信することで徘徊高齢者等の早期発見、保護に努めているところでございます。

また、予算の根拠でございますけれども、13万3,000円ですけれども、こちらのほうは会議に伴う会場使用料ですとか、その他消耗品費の計上となっております。

○古田純也委員 お知らせメールによる徘徊者の搜索活動というふうな実績、ここ数年の実績がわかればお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 まず実績でございますけれども、まず認知症高齢者御本人の登録人数ですけれども、平成31年から37人、令和2年度57人、令和3年度の見込みで75人となっております。

次に、助け合いを行っていただく方の登録人数でございますけれども、平成31年105人、令和2年度209人、令和3年度226人となっております。

また、実際に搜索を発動した件数でありますけれども、平成31年1件、令和2年度2件、令和3年度はこれまでありませんけれども、発信する準備をしている段階で発見されたというケースが2件ございました。

○古田純也委員 本当にこれから高齢者、また認知症の方も増えてきますが、皆さんで助け合いできる事業だというふうに認識いたしました。

お助けメールというふうな部分なのでございますけれども、今後LINE化、LINEを活用するという見通しはどのようなのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 定期的に開催しております関係者との協議会があるのですけれども、こちらのほうでそういった活用ができるかについて検討していきたいと考えております。

○古田純也委員 わかりました。

私からの質問は以上です。

○立崎聡一委員長 次、村椿委員。

○村椿敏章委員 日本共産党議員団の村椿です。

まず最初に、能取漁港整備特別会計について伺いたいと思います。

まず、令和3年度の土地の売却の実績について伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 令和3年度の能取漁港の整備特別会計におけます土地売却の実績についてでございますけれども、民間企業1社に対して売却がございまして、売却面積は6,191平米、売却金額につきましては1,709万7,080円となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。1社あったということですね。

それで、令和3年度の一般会計からの繰入額とそれからこれまでの総額について伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 令和3年度の現段階での見込みでございますけれども、令和3年度につきましては、一般会計からの繰入額は1,000万円を予定してございます。こちら予算額の段階では1,690万円でございます。それで、今までの繰入金合計につきましては、26億8,261万円となっております。

○村椿敏章委員 血税がこれだけ投入されている、26億8,260万円の血税が入っているということがわかりました。

毎年伺っていますけれども、現在の未売却用地の面積と全部売れたとした場合、その金額、それから今後の売却の見通しについても、もしあれば伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず現在の未売却地の面積でございますけれども、5万4,000平米ございます。こちらの土地が全部売却した場合の試算なのですけれども、能取漁港工業団地の基準単価、平米単価が3,500円となっておりますので、先ほどの面積に3,500円を掛けますと1億9,166万円となります。

一方、現在の赤字につきましては1億6,709万円となっておりますので、このように見ますと

黒字となるのですけれども、実際には大規模割引等ございまして、令和3年度の売却の平均単価は2,761円となっておりまして、この単価で計算しますと1億5,120万円の収入となりまして、1,590万円が不足、赤字として残る計算となっております。

令和4年度の土地売却の見込みについてでございますけれども、現在のところ明確な引き合いは来てございませんが、再生可能エネルギー事業からの問合せ等はございます。ただ、こちら売却までは至ってございませんが、引き続き売却に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

**○村椿敏章委員** まだ1億6,700万円残っているという状況で、全部売れたとしても1,520万円残ってしまうということがわかりました。

この能取漁港の会計は昭和44年の、西暦で言うと1969年1月に能取漁港として第4種の漁港の指定を受けて、翌年8月に起工式、当時は非常に漁業が盛んでありました。市内の水産加工業者が能取漁港に移転するという計画でした。しかし、1977年に領海の12海里や漁業専管水域、今でいえば排他的経済水域200海里が導入されました。北洋海域からの撤退が余儀なくされ、漁業を取り巻く状況が一変したというわけです。

当時私たち日本共産党は、能取漁港を造っても水産加工業者そのものが移転する資金もなく移転できないという加工業者の話も聞いて、これ以上の推進をしても駄目なのではないかということを目指しながら、開発行為そのものの中止を求めていました。200海里が導入されてから3年後の1980年に漁港の運用開始となりました。事業が始まってすぐの1974年の単年度収入は1,196万円の赤字です。その2年後には8,893万円ということからも、ここで背後地の造成などの開発行為をやめていけば全く違う状況があったと思います。

私たち日本共産党以外の政党議員が推進を主張して開発を続けてきたわけです。その結果、工事開始後28年後の1998年、平成10年度には56億4,967万円まで赤字が増えていったわけです。

その後、その赤字を何とかしようということで職員の皆さんも大変苦労されておりましたし、私たちもそれについて何とかしようということで、国会議員団と、それから網走議員団で国会要請行動を取りまして、そこで農水省の方と協議が整って

実際その後土地の利用制限について何とかならないのかというところで、用途制限の網かけが解除になったわけです。そういったところから進んで、市がこの漁港の用地を借り上げてパークゴルフ場、キャンプ場、レイクサイドパークのところが2002年にできたわけです。

この間土地の活用方法について、みんなで知恵を出し合って協働で進めてきたということが、この結果につながったのだと思います。

私たちは、この能取漁港の特別会計について、網走市の負の遺産ということでこの会計、問題あるということ様々指摘しましたが、今毎年、今年でいえば1,000万円ほどの一般会計からの繰入れをして、現在26億8,100万円の血税をつぎ込んだ会計であります。ここには市民の皆さんが御理解を示していただいて、また理事者、それから職員の努力があつて、今回繰上充用金という赤字が1億6,700万円まで縮減されたというわけで、さらなる努力をしてこの会計の解消も検討していただけたらと思います。そのことを述べまして、この能取漁港会計については終わります。

次に、網走港整備特別会計について伺います。

まず最初に歳入について、用地使用料、上屋使用料、給水施設使用料、売払収入、貸地料について、それぞれの収入について伺いたいと思います。決算見込みというのはあるのですか。出ますか。

**○梅津義則港湾課長** 網走港整備特別会計の現段階での決算見込みについてでございますが、用地使用料が3,120万4,000円、上屋使用料が1,894万5,000円、給水使用料が140万円、土地売払収入が318万3,000円、貸地料が1,754万1,000円を見込んでおります。

**○村椿敏章委員** 次に、網走港の港湾計画では昭和53年の当初計画の目標ですね、外貿で50万トン、そして内貿で1,700万トンで始まっています。昭和63年に目標を外貿80万トン、内貿2,000万トンまで引き上げたわけです。しかし、その後何度か下方修正して、平成21年には外貿20.6万トン、内貿64.6万トンにまで計画を引き下げております。

そこで伺いますが、昨年度の計画に対する実績と利用率はどうなっているのか伺います。

**○梅津義則港湾課長** まず、外貿でございますが、今委員のほうからも数値について説明ござい

ましたが、計画が20万6,000トンでございまして、これに対しまして実績が約10万2,000トンでございまして。計画の約49.5%となっております。内貿でございまして、計画が64万6,000トン、実績が34万1,000トン、計画の約52.8%でございまして。合計で計画は85万2,000トン、実績が約44万3,000トンで計画の約52%の利用率となっております。

**○村椿敏章委員** 内貿が増えたということですか。

**○梅津義則港湾課長** 内貿については、3年度は麦と石灰石の移入量が多かったと、ごめんなさい、すみません、麦は移出ですね、石灰石は移入ですけれども、その取扱量が増えているという状況でございまして。

**○村椿敏章委員** わかりました。

それでは次に、土地の売却について伺います。

**○梅津義則港湾課長** 令和3年度の土地の売却実績ということではよろしいかと思いますが、現時点で今年度の売却実績はございません。

令和3年度の収入額といたしましては、以前契約した方の分割納入がありましたので、その分が約318万3,000円の収入となっております。

**○村椿敏章委員** わかりました。売却はなかったということですね。

次に、未売却地はどれぐらいあるのか伺います。

**○梅津義則港湾課長** 未売却の土地でございまして、網走港における処分可能な土地の総面積は22万447平米でございまして、そのうち現在まで売却済みの土地の面積が10万2,380平米となっております。今後売却可能な土地の面積が11万8,067平米となっております。

**○村椿敏章委員** わかりました。

今の11万8,067平米が全て売れたら赤字は解消されるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 全ての土地売れた場合の赤字の解消見込みということでございまして、現在の売却単価が1平米当たり1万8,900円であります。仮に売却可能な11万8,067平米全てが売れた場合には約22億3,147万円となります。大面積特例の40%減額した単価で全て売れた場合でも約13億3,888万円になります。

令和3年度の決算の赤字見込額、これが令和4年度の繰上充用の金額となりますが、これが9億

7,927万7,000円でございます。大面積特例の40%を減額した単価で全て売れたとしても赤字の解消が見込める状況と考えております。

**○村椿敏章委員** ぎりぎりという感じですかね。何とか全部売れば黒字があるというふうに見させていただけます。

今後の土地の売却についての何か問合せなどはあるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 現時点で土地の売却について交渉しているのですとか、そういったことはないのですけれども、来年度に向けて購入するという予定もそういったことも聞いておりませんが、今土地を貸している方の中でももしかしたら購入していただけるのではないかといい方も中にはいらっしゃると思います。そういった方に向けて、新年度に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、令和5年度なのですけれども、再生可能エネルギー、風力発電の会社でございまして、その企業に貸す予定があります。貸地の利用は安定的にあるといった状況になってございまして。

今後も積極的にPRに努めて、早期に累積赤字を解消できるように努力してまいりたいというふうで考えております。

**○村椿敏章委員** 貸地料が少し増える予定があるということですね。再生可能エネルギーの事業者になると思うのですけれども、今後カーボンゼロを目指して、そういう事業の方々も多く入ってくるのではないのかなと思います。そういう可能性があるのではないかなとは私も思っております。

ただ、当初からこの計画そのものが大きくて、当時、網走市長、安藤市長が100年後のことも考えれば大丈夫だというふうに言っておりましたけれども、そんな簡単なものではなくて、この状況が続いていけば第2の能取漁港になりかねないというものであります。今のこの赤字は増えていかないというのも今の金利がほとんどないからだと思います。ぜひ今後の港湾の土地利用も模索していただきたいと思いますが。

能取漁港のときに用途制限を緩和した、そこで新たな土地の利用も生まれてきたわけですよね。この網走港について、売却の問合せなどがある中で用途制限で断るような、こういうものは建てられなくて駄目なのですよというふうな事例とかはありますか。

**○梅津義則港湾課長** 港湾の敷地の中には、臨港

区分の条例で決められた用途区分がございますので、それに基づいて建設の許可等を出していくことになるわけですが、相談があった中で工業用地ですとか商業用地ですとか漁業区ですとか、様々な用途区がありますので、私の記憶の中で相談に来た中で建てられないから断ったといったようなケースはございませんし、できるだけ私どもとしても用地売却していきたいということがありますので、そこは相談に乗りながら対応していきたいというふうに考えております。

**○村椿敏章委員** わかりました。そのように断った部分はないということで認識させていただきました。今後またさらに売却進むように、しっかり取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

網走港湾については以上になります。

次に、下水道事業会計について伺います。

圧送管の二条化というのが今年も入っています。昨年度の予算、それから今年度、令和3年度の予算などでも卯原内方面や、また大曲、新町地区の圧送管を二条化して安定して下水道を流すようにしてきたと思いますが、この事業の進捗状況、どのような形になっているか伺います。

**○中村昭彦下水道課長** 下水道の圧送管の二条化についての御質問ですが、平成元年から実施をしております。

圧送管の延長は約50キロ布設がありまして、そのうち、圧送管の幹線については23.46キロについて二条化を実施するもので計画をしているものでございます。

令和3年度までに、卯原内幹線、右岸幹線の一部の区間の延長につきまして3.26キロを布設を終えております。進捗状況については13.9%ほどと見ております。

**○村椿敏章委員** わかりました。

それで、今後の計画、見通しなどはどうなっていますか。

**○中村昭彦下水道課長** 今後の計画といたしましては、大空町からの汚水を流す圧送管であります呼人幹線、延長5.36キロメートルを令和4年度から令和10年度を予定しております。令和4年度については、呼人市街から網走市沿いに延長0.8キロ、事業費8,300万円で圧送管を敷設する予定でございます。

**○村椿敏章委員** 令和10年度までの計画だという

ことで引き続き進めていただきたいと思います。

次に、下水道事業の電気使用量について若干確認させてほしいのですけれども、水道事業では水処理に当たって多くの電気を利用していると思います。これからカーボンゼロを目指すという部分ではこの多くの電気量をどう再生可能エネルギーに変えていくかということが大事だと思います。そういう部分でいくと、来年度行う地域再生可能エネルギーの実行計画、今年度は区域施策を策定するという事です。そして、3年前ですか、メタンガスを使って発電するという事も行っています。

そこで伺いますけれども、下水道事業において、電気使用量、全体で何キロワット使用しているのか伺います。そして、そのガス発電によって発電される電気は幾らで、またそのうち下水道事業のほうに充てられる電気量は幾らあるのか伺います。

**○中村昭彦下水道課長** 下水道施設の年間の電力量としましては、370万キロワットを北電さんから買っております。消化ガス発電の現状としましては、年間62万キロワットの発電をしております。そのうち、53万キロワットを売電、残りの9万キロワットが施設、スラッジセンターへ供給されております。

**○村椿敏章委員** 370万キロワットのうちの62万キロワットが使われるようになったら大分違うところなのでしょうけれども、そう簡単にはいかないかと。53万キロワットについては北電に売電しているということですね。ぜひ今後も再生可能エネルギーに切り替えていける、そういう施策ぜひ検討していただきたいと思います。

下水道事業については、以上で終わります。

次に、水道事業について伺います。

導水管布設事業費です。昨年度よりも事業費が多いです。工事延長が長くなるのかどうなのか、来年度の事業について伺います。

**○木村篤史上水道課長** 導水管の来年度の事業についてでございますけれども、平成31年度より継続で行っております導水管布設替の事業のほかに来年度につきましては、北海道による藻琴川河川改修工事が行われる予定でございます。それに伴う移設工事の予算が計上されてございます。そのため、令和4年度のこの額となっております。

**○村椿敏章委員** わかりました。

それで、導水管の更新事業の進捗状況はどのようになっていますか。

**○木村篤史上水道課長** 導水管更新工事の進捗状況についてでございますが、水源地側であります東藻琴側が順次更新を進めてまいりました。現時点での全体の更新計画延長約73キロメートルのうち、半分となる36.6キロメートルの更新を行っていたところでございます。

**○村椿敏章委員** 今後の見通しとしては、今稲富地区のほうの更新をしていると思うのですが、稲富地区のほうの更新の見通しというのですかね、そこについてお聞きします。

**○木村篤史上水道課長** 稲富地区についての導水管更新工事でございますけれども、稲富地区につきましては平成31年度より継続で行ってきたところでございますけれども、来年度、令和4年度の更新工事をもって完了する予定でございます。切替えについては令和5年度を予定しております。

**○村椿敏章委員** わかりました。今のところ導水管の更新は約半分進んでいるということですね。引き続き、お願いしたいと思います。

また、導水管の点検、毎年行っていると思うのですが、点検した結果、何か問題とかそういう点がないかどうか伺います。

**○木村篤史上水道課長** 導水管の点検でございますけれども、導水管の点検は平成21年2月の大規模断水以降毎年定期的に行っているものでございます。

点検の内容としましては、毎年春と秋2回、貯水場から水源地までの導水管について、主に露出している箇所を中心に埋設状況の確認、そして、仕切弁や空気弁などの設備に異常がないか点検しているところでございます。今年、点検を行ったところで、多少雨によって沢の流れが変わっているところもございましたけれども、特段導水管についての異常は見受けられないところでございます。

**○村椿敏章委員** 点検を続けて、今後もあのときの断水のような形にならないように、ぜひしっかり管理していただきたいと思えます。

次に、管理事業についてなのですが、去年も歩道内などで漏水があったりして、車からも工事やっているのだなというのが見受けられる部分もあったのですが、漏水件数、どのような漏水があったのか伺います。

**○木村篤史上水道課長** 漏水の状況でございますけれども、直近3か年の漏水状況の件数としまして、平成30年度に104件、平成31年度に117件、令和2年度に110件となっております。平均いたしますと、年間110件程度の漏水修繕を行ってきているところでございます。その地域の半数程度はメーター機手前にございます止水栓からの漏水でございます。それ以外の漏水箇所でございますと、近年は配水管から給水管を取り出している箇所での漏水が多くなっているのが傾向でございます。

**○村椿敏章委員** わかりました。

大きな漏水というのがあまりないという状況、ただ管からの取り出したところの漏水、これもかなり量も多く出るのではないかと思いますけれども、引き続きしっかり見ていていただきたいと思えます。

そこで、この漏水の修繕をする業者さんですね、今人材がどんどん減っているのかなと私は心配しているのですが、修繕業者の技術者の人数などの動向などわかりましたら伺います。

**○木村篤史上水道課長** 漏水修繕を行う業者さんの状況についてでございますけれども、先ほど止水栓漏水が多いというお話をしましたけれども、止水栓漏水など給水管における比較的微量な漏水修繕につきましては、市内の設備業者のほとんどが対応できる状況でございます。一方、給水管より漏水量が多い配水管の漏水ですとか、給水管の取り出し箇所の漏水対応ができる業者さんにつきましては、限られてる状況でございます。最近の技能者の動向ということで、具体的な数字はちょっと今は持ち合わせていませんけれども、やはり10年前から比べると、設備業者さんの技能者というのは減ってきているというのが実態でございます。

**○村椿敏章委員** 本当、技術者をしっかり育てていかないと、漏水も本当に止められなくなってしまいう状況になっていくので、非常に心配をしているところなのですけれども、今年の商工のほうで建築関係の技術者を育てる補助なども始めているのですよね。そういうところも設備業者さんですか、または配水管の漏水を直す業者さん、そういうところにも対応できるようにしていけたらと思うのですが、ぜひそんなことを模索していただきたいのですがいかがでしょうか。

**○木村篤史上水道課長** 今後の技能者の育成につ



いてでございますけれども、先ほど委員がおっしゃった今現在商工労働課で実施しております若者技能者人材育成・地元定着支援事業、こういったものも支援可能と認識しておりますので、こういった制度を多くの地元設備業者さんに活用していただけるように積極的に周知してまいりたいと思っております。

**○村椿敏章委員** わかりました。ぜひよろしくお願ひします。

私の質問を終わります。

**○立崎聡一委員長** ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

**○立崎聡一委員長** 再開いたします。

次、金兵委員。

**○金兵智則委員** それでは、介護保険特別会計で2点お伺いさせていただきたいと思ひます。

まず、施設介護サービス給付費についてお伺ひします。

今定例会で減額補正が行われていたこの事業ですけれども、そのときの説明で、介護老人保健施設の入所状況にかなりの空きがあったという御説明を頂いていたと思ひます。これまでそのような状況というのがあまり見受けられなかったのではないかなというふうに記憶していたのですけれども、なぜそのような状況になったのかお伺ひしたいというふうに思ひます。

**○野呂俊広介護福祉課長** 施設介護給付費の関係でございますけれども、令和3年度の施設介護給付費の減額補正の要因であります、改めて御説明申し上げます。

社会医療法人が運営する老人保健施設につきましては、定員69床となっておりますが、網走市分の利用が月平均で25床程度となっていること、また、令和2年8月以降、医療法人社団が運営している介護医療院につきましては、定員35床の利用を見込んでおりましたが、網走市分の利用が月平均で30床程度になったことから減額補正をしたものでございます。

要因といたしましては、老人保健施設におきましては法人の方針で一部ユニットが休止をしていること、また両施設の共通といたしまして、網走

市以外の利用も可能なことからその影響などもあると考えております。

**○金兵智則委員** いろいろな施設のほうの判断もあったということの御説明だったと思ひます。

では、それらを踏まえて来年度の予算というのはどのように組まれたのかお伺ひします。

**○野呂俊広介護福祉課長** 令和4年度の予算につきましては、先ほど申し上げた実績を反映させたものとなっておりますが、御承知のとおり、介護職の給与引上げを行うため、2月から9月までは国費において、それから令和4年10月以降については介護報酬に引き継ぐため、この分の増額分を計上しております。

**○金兵智則委員** 理解をさせていただきます。実績に応じてということなので減額が大きかったのかなというふうに思ひます。

続きまして、成年後見制度利用支援事業についてお伺ひします。

この事業ですけれども、これまで少しずつであるが予算が増額をしてきた事業というふうに僕自身認識をしていますけれども、来年度は今年度と同額の計上となっている状況なのですけれども、まず予算の算出根拠についてお伺ひします。

**○野呂俊広介護福祉課長** 予算の算出根拠についてでございますけれども、まずこの事業については市長による市長申立ての申立費用ですとか、後見人等への報酬の費用を予算計上しているものでございます。

実績から申し上げますと、平成30年110万円程度であったものが令和2年、令和3年と報酬の助成費が200万円程度というふうになっておりまして、予算としては300万円程度見込んでおりますけれども、必要な方に支援が行き届くことができますように多めに予算を計上しているものでございます。

**○金兵智則委員** わかりました。

制度の利用状況というのも含めている、でもちょっと多めだなというふうに、多めなのは皆さんに行き渡るようにということなのですけれども、成年後見人制度の利用状況の推移、もう一度お伺ひしようかなと思ひます。

**○野呂俊広介護福祉課長** 報酬助成の利用状況の推移でございますけれども、過去4年から遡りますと、平成30年につきましては、助成件数7件で報酬助成額が110万2,438円となっております。平

成31年につきましては、12件で報酬額183万4,638円となっております。令和2年度につきましては、11件の件数で報酬助成額につきましては219万2,500円となっております。令和3年度見込みとなりますけれども、11件で200万5,429円の見込みとなっております。

**○金兵智則委員** ここ最近はちょっと横ばい傾向ですけれども、やっぱり増えてきているというように感じもしなくもないなというふうに思います。

成年後見人ですけれども、主に弁護士さんや社会福祉士さんなどの専門職が担うということになっておりますけれども、利用件数増が見込まれることもあるので、専門職後見人が不足してしまうという可能性を考えて市民後見人の養成というものが必要になってくるのだと思います。

網走市としては社会福祉協議会にお願いをして、養成研修というのをやっているというふうに理解をしていますけれども、受講者数の推移など、状況についてお伺いいたします。

**○野呂俊広介護福祉課長** 市民後見養成講座の実施状況でございますけれども、この養成講座につきましては3年に1回の開催となっております。この理由につきましては、講師が複数必要であるということですか、家庭裁判所の見学、それから高齢者施設の実習などがありまして、約50時間の時間を要する研修となっております、3年に1回の開催となっております。

前回平成29年に開催したときには受講者数17人おられました。令和2年度におきましては20人の受講実績がありまして、現在35人の登録がありまして、実際に市民後見人として活動されている件数につきましては16件となっております。

**○金兵智則委員** わかりました。

3年に1回ということですが、そうしたら網走市としては今まで過去2回研修会が行われて、37人の方、合計ですけれども37人の方が受講されて35人が登録ということですので、2名の方が終了しなかったのかなというふうに思います。結構2か月ぐらいですかね、3か月ぐらいですかね、毎週毎週授業という研修があるので全員が全員というわけではないのかなというふうに思いますけれども、この結果を踏まえて、修了者と言えればいいのか、登録者と言えればいいのか、数的には足りていると思いますか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 現在登録人数が35人ということで、市民後見が必要な方に対しては人数的には足りていると考えてはおりますが、登録している人の幅広い若年層の方、あるいは男性、女性とか、あるいは年を重ねている方という方が必要ですし、後見人になるためにはやはり高い倫理観ですとか、そういうところも求められますので、いろいろな方を登録していただきたいという意味では、増加していただきたいと考えているところでございます。

**○金兵智則委員** 今現在35人では足りているとは思いますが、バランスを考えるともう少し多くの方に登録をしてもらいたいという答弁だったのかなというふうに思いますけれども、次はまた令和5年度ということになると思いますので、そのとき研修を受けてもらわなければ始まらないのですけれども、周知とっていいのかわからないですけれども、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 周知につきましては、新聞の折り込みのチラシ、折り込みで周知をさせていただいているほか、もちろん市のホームページですとか、社会福祉協議会でポスターの掲示をいろいろな目に触れる機会が多いような形で周知をさせていただいているところでございます。

**○金兵智則委員** これちなみになのですけれども、大体ちょっといつのかな、前回の募集チラシを見せてもらったのですけれども、10月に事前説明会があつて、11月から一番最後12月19日、2年前なのですけれども、これやっぱりこの辺の時期ではないと開催はできないのですかね。年末前に向けて、年末ですよ、この近辺にやらなければいけないものなのですかね。何か忙しい時期に向けて研修をしていくというのはどうなのだろうとちょっと考えたのですけれども、その辺はこの時期ではないといけない理由とかは何かあるのですかね。

**○野呂俊広介護福祉課長** 年末の時期であるという必要はないと思いますので、今後開催時期などにつきましてもいろいろな調整をしなければならぬ講師の方ですとか、施設見学の関係もありますので、そういった点を総合的に見ながら開催時期については検討していきたいと考えております。

**○金兵智則委員** いろいろ大変だとは思いますが

れども、よろしく願いをいたします。

この成年後見制度の利用に要する費用の助成について確認をするために、網走市のホームページで成年後見制度の実施要綱等をちょっと探してみたのですが、僕はちょっと探し切れなかったのですよね。他市ではホームページ上で公開しているところも多くありまして、近郊でいけばお隣の北見市さんなども北見市成年後見制度利用支援事業実施要綱というのが整備されてホームページ上で確認することができました。もちろん網走市も要綱はあるというふうに思うのですけれども、ホームページ上で公開されているのかどうか確認をしたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** ホームページで公表されていると考えておりますけれども、ちょっと状況を把握したいと考えております。もししてなければしていきたいと思います。

**○金兵智則委員** 僕もちょっと頑張ってはみたのですが見つけられなかったものですから、御確認していただければというふうに思います。

ちょっと伺ったところによると、北見市では要綱の中に「市長は前項の規定により、後見人等の報酬を助成することができる対象者が死亡したときはその者の後見人に対し報酬を助成することができる」というふうにありました。私自身も確認したのですが、一方で網走市の要綱にはこちらの記載がないというふうにおっしゃられる方がいらっしまったのですよね。ちょっとホームページ上で確認は取れなかったのですが、実際のところどうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 網走市の現在の要綱上ですと、そのまま要綱上の条文も読み上げますと、「市内に住所を有する要支援者で意思能力に乏しく日常生活を営むのに支障があると認められる者」となっておりまして、具体的には認知症等により判断能力が不十分な高齢者ということで、この報酬助成の当初の目的が、制度の趣旨が意志がない方でも安心して後見人制度を利用できるようにといった制度で、趣旨で始まったものでございまして、要支援者が報酬を受け取って要支援者から後見人に報酬を手渡すというか支払うといった、こんな制度になっております。

現行上の規定上では、網走市においては被後見

人が亡くなった場合については、後見人の方に助成ができないという要綱の規定になっております。

**○金兵智則委員** 簡単にいうと、要綱上、死亡したときの規定はされていないという答弁だったのかというふうに思います。

北見市で近隣の市町村でもやられています。ここはぜひ要綱として定めていただきたいという声もちょっと伺っているものですから、ぜひとも網走市でも同様の規定をしていただきたいというふうに考えますけれども、見解を伺います。

**○野呂俊広介護福祉課長** これまでにも、全国的な事例といたしまして、要支援者死亡後に残余財産がない場合ですとか、残余財産があっても相続人との間で問題が生じまして後見人が報酬を受け取ることができないということがあったというふうには認識をしております。

平成27年以前には、民法上要支援者の死亡時点で後見人の法定代理権の権限を喪失するという内容でございましたけれども、28年の民法改正によりまして、要支援者の死亡後においても後見人が一定の範囲で事務を行うことができるようになったという改正がございました。これで後見人が報酬を受け取ることができないという問題がさらに顕在化してきたというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、新年度から被後見人死亡後において残余財産が報酬額に不足する場合には、後見人の不利益とならないように助成を受けられるよう、現在準備を進めているところでございます。

**○金兵智則委員** わかりました。来年度、令和4年度から新たに規定はされるという答弁を頂いたというふうに思いますので、併せてホームページだけ確認をして、皆さんが見られるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○立崎聡一委員長** 次、永本委員。

**○永本浩子委員** それでは、先ほど村椿委員のほうからもいろいろ質問がありましたけれども、網走港の整備特別会計についてお伺いいたします。

ちょっと基本的なことの確認なのですけれども、179ページ、歳入として土地売却収入9億5,622万9,000円というものが計上されておりますけれども、これは網走港の未売却の土地が全て売れたとしたら入ってくるという収入見込みという

ことによろしかったでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 歳入の財産売却収入についてでございますが、こちらは網走港の売却可能な用地が売れた場合の金額を想定しているところでございますが、こちら全て売れた場合ということではございませんで、繰上充用金の金額をその補填する金額ということで計上をさせていただいております。

**○永本浩子委員** 繰上充用金としての金額ということで、そうしますと、令和2年度の決算のときは実質収支がマイナス10億1,748万3,000円だったと思いますけれども、先ほどお話のあった漁業関係の方、5年分割で1,595万円の土地のお支払いというのがあったかと思っておりますけれども、この収入と貸地料と様々な収入の分を、それが収入としてあったのでその分が引かれて9億円という金額になっているということになるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** こちらの金額については、分割で払っていただいている漁業者の方の5か年の返済分はありますけれども、そのほかについてはそのほかの用地が売れた場合の金額を想定して計上しているのですが、その分の金額というのが繰上充用金の金額に見合った金額を想定して計上しているということでございます。

**○永本浩子委員** そうしますと、5年分割で買っていただいていた漁業関係の方の売れた分なのでございますけれども、いつまで売却収入というのは入るようになるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 令和2年度から5か年の分割となっておりますので、令和6年度までということになります。

**○永本浩子委員** 令和6年度までということで、網走港に関してはなかなか土地の売却というのが難しい状況が続いていて、やはり土地を貸したりとか使っていただくという形の収入というところが大きくなってきているのかなと思っておりますけれども、もし令和4年度も売却が1件もなかったとしても、それでも用地使用料とか上屋の使用料、給水施設使用料、貸地料とお金が入るということで、使われる港湾施設管理費とか用地造成事業費等を引いた額というのが少しずつ借金の返済のほうに回されていくということによろしかったですか。

**○梅津義則港湾課長** 先ほど村椿委員のときにお示しをしました金額、繰上充用金が9億7,927万

円でございますが、現在のところ網走港におきましては単年度でいいますと、今、委員がおっしゃいました用地の使用料ですとか貸地料その他で単年度ですけれども、ここ何年かを平均しましても約5,000万円ぐらいの単年度の黒字はございます。

ですから、このペースで歳入が入ってくると想定をいたしますと、赤字の解消には20年はかかってしまうのですけれども、大きな管理コストだとかそういったのが発生しない限りは順調に返していけるのだというふうには思っております。

**○永本浩子委員** なかなか土地を売ることが難しい状況がここ数年続いている中ですが、何とかこの土地を使っていたりするというところから、借金返済が可能、先が少し見えているというか、そういったところはちょっとほっとするところなのではありますけれども、先ほど売却予定というのはまだ問合せ等もないということでしたけれども、風力発電に貸す予定があるというお話がありました。これはどれぐらいの広さを貸す予定になるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 今、相手方のほうからお話があったのは2万5,000平米ということになってございます。2万5,000平米です。

**○永本浩子委員** 2万5,000平米ということで、そうすると風力発電に貸す2万5,000平米を除くと未売却地もその分が減るということになるわけだと思いますけれども、今網走港で一番土地を借りてくれているのはやはり石炭になるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** まず借りてくれるということでありまして、それは単年度、運用上お貸しするというだけであって売却するわけではございませんので、未売却用地が減るということではないというのがまず1点でございます。

あと、今広く借りていただいているのはやはり石炭、そうですね、製糖工場の石炭で借りていただいているのが広く使っていただいております。

**○永本浩子委員** 今年の決算のときもちょっとこの話題が出まして、大体そのときは4,000万円ぐらいというお話だったかと思うのですけれども、本当にカーボンニュートラルということで石炭をいつまで使うのかという、そういったところで市にとっても収入としては少し響いてくる部分があるのではないかなと心配するところなのですけれど

ども、その辺のところはどのように捉えてらっしゃるのでしょうか。

**○梅津義則港湾課長** 今、委員のほうからもお話ありましたとおり、国のほうがカーボンニュートラルポートということで進めておりまして、CO<sub>2</sub>の削減というようなこともございまして、そういった方向に進めているという状況もありまして、昨年石炭の蔵置場として利用していただいている製糖工場3社を訪問して、ポートセールスなどを行ってきております。

そのときに、石炭の輸入に係る今後の見通しですとか利用の見通しなどをお伺いしまして、ヒアリングを行いまして、今後の貸地の利用を確認してきております。

ボイラーとかについてはまだ更新して間もないような事業者もありまして、今後10年から20年は間違いなく使用するのだというようなこと。あと、その中の1社には十勝地方にある工場などを閉鎖した製糖工場もありまして、その分のてん菜といいますかビートが北見の製糖工場ですとか系列会社の芽室の製糖工場に回っているというようなこともあって、そうなる北見の製糖工場で使っていただいているのが網走の港の石炭ということになりますので、網走の港で使う石炭が減るようなことはないよというのはまず確認をしてきております。

カーボンニュートラルのことも併せて、そのとき確認をさせていただいていますが、やはり製糖工場としては石油ですとかそういうのとも比べても熱量も全然石炭は高い高出力の燃料であるということで、これに代わるものは今のところ見いだせていないというのが現状のようでして、そういった現段階でそれに代わるものはイメージできないというようなお話で伺っておりますので、ここしばらくは今の用地使用は続けていただけるものというふうに思っております。

**○永本浩子委員** 現実には本当に製糖工場のほうも大変なのだと思いますし、石炭でやってきたものを急に変えるというものなかなか次のものも今のところは出ていないという状況だと思いますので、そういった形でまた連携を取っていただきながら、確認しながら前に進めていただきたいと思います。

また一方で、風力発電のほうの問合せがあって、令和4年は風力発電のほうが使っただけ

そうだということで、同じくカーボンニュートラルに関係しますけれども、方向性としてはそういった再生エネルギーのほうにちょっと積極的に誘致をしていくということも考えられるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

**○梅津義則港湾課長** 再生可能エネルギーの会社が利用いただくのは本当に広い面積を利用いただけます。羽根とかもすごく大きな羽根ですし、やはりそれを時期的なものですけれども、網走の港から揚げて実際組み立てるまでに置いておくとか保管しておくといったようなことになりますので、期間にしても半年近く置いていただけることになりますので、本当にありがたいというふうに思っております。

今後そういった情報がありましたら、積極的にポートセールスを行ってまいりたいというふうに考えております。

**○永本浩子委員** またそういった話がぜひ来るといいなと思うところですが、2万5,000平米という話でしたけれども、2万5,000平米だと貸地料というのはどれぐらいになるのですか。

**○梅津義則港湾課長** すみません。ちょっと今手元に正確な数字は持ってないのですが、2万5,000平米ですが、月数によって変わりますし、置いている物の面積、常に2万5,000平米使っているわけではなくて、例えば1か所の何万平米、1万平米は何月から何月までとかというような形になりますので、なかなか2万5,000平米だから幾らというふうには出せないのですが、そのとき計算した金額では約1,000万円ということで私どもは捉えておりました。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

それでは次に、能取漁港の整備特別会計のほうをお伺いしたいと思います。

こちら先ほど村椿委員のほうからいろいろ質問があったところですが、先ほど令和4年として問合せはあるということでちょっとうれしい回答があったのですが、具体的にはどういったところからの問合せが来ていらっしゃるのでしょうか。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 令和4年というか、問合せはもう少し前令和2年ぐらいからなのですが、現在来ていますのが、発電事業者、ソーラーになっています。ただし、先ほど御答弁差

上げましたように、現段階ではまだ土地の空き状況などを聞かれている段階であって、売却にはまだ結びついている状況ではございません。

**○永本浩子委員** なかなか決まるまでそんなすぐに簡単にいくものではないかなとは思いますがけれども、本当に先ほどから言っておりますけれども、2050年カーボンニュートラルということで、再生可能エネルギーに力が入ってくるとまたメガソーラーとしての売却も少し見えてくるのではないかなと思っておりますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

**○渡部貴聡水産漁港課長** ソーラー事業につきましては、今議員お話のありましたように、国の方針によって再生可能エネルギーが再度注目されているような状況でございます。原課としましては、問合せが増えているというような認識は持っております。しかしながら一方で、ソーラー事業者の方、できるだけ広い用地をやはり求めてございますけれども、先ほどもお話ししましたように、能取漁港工業団地、今約5.4ヘクタールと売却地が少ないものですからそのあたりも、それとあと5.4ヘクタールの土地が全て飛び地になってございまして、一番広いところでも1ヘクタールになってございます。ただし、そのあたりは発電事業者さんのほうでいろいろと工夫をすることも考えられますので、引き続き、情報収集それから問合せがありましたら、きちんと対応させていただいて、できるだけ土地の売却には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○永本浩子委員** ここまで頑張ってきて売却してきてくださって、残っている土地が今度は少ないということではなかなか難しい課題も見えてきているところかと思っておりますけれども、現実に本当に平成10年のときには約57億円あった借金が今は2億円を切って1億円台になったということで、この間の御苦労本当に大変だったかと思えます。一般財源もつぎ込んでということはありますけれども、ここまで持ってこれたということで、以前も申し上げておりますけれども、そろそろ特別会計を締める時期というのも検討ができるのではないかと考えております。何か1億円を切ったらとか、これぐらいになったらとか、そういった方向性とか目安とかは持っていらっしゃるのでしょうか。

**○渡部貴聡水産漁港課長** 会計の閉鎖についてで

ございますけれども、特に借金が幾らを切ったらというものはないのですが、令和元年度から庁内におきまして関係部署、これ企画総務部、市民生活部、水道部、あと当部になるのですけれども、こちらのほうで、特別会計の閉鎖に向けまして庁内会議というものを実施しております。会計の収入状況等の情報共有を行うとともに、閉鎖に向けた課題の抽出及び検討等を開始している状況でございます。

**○永本浩子委員** あれだけあった借金がもうあと一歩というところまで来ていますので、ぜひよい方向で特別会計も締められるようにと思っております。

続きまして、219ページの介護支援ボランティアポイント事業についてお伺いいたします。

予算額175万9,000円ということで、昨年の281万3,000円より予算額としては減額になっているのですけれども、事業としては拡充になっているということで、この理由はどういったところにあるのでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** まず予算が減少した理由についてでございますけれども、ボランティア活動に応じて交付されるボランティア応援券の使用率を過去の実績を踏まえて減額したものでございます。

昨年の実績を見ますと、実際に交付したボランティア応援券の額面額については約100万円程度でございますが、券を交付をしても実際に使用しなければ予算からの支出にならないということもあって、恐らく券をお手元にためて後から使うといったことだと思いますけれども、こういった2年間の支出額を精査して予算計上したものでございます。

それから、拡充とさせていただきます理由についてでございますけれども、昨年ボランティア活動の課題の把握のためにアンケート調査を実施した中で、ボランティア活動に関して若年層の参加を希望するといった声が多くあったことを踏まえて、関係機関と協議して対象年齢を現行の40歳から18歳以上に引き下げたものによるものでございます。

今後こうした取組によりまして、若い世代の方にボランティア活動に関心や興味を持っていただき、世代間交流ですとか、それによる活動の活性化、後継の育成につなげていきたいと考えており

ます。

**○永本浩子委員** 皆さんの声の中からそういう若年層の参加ということで、網走は桂陽高校にしても南ヶ丘高校にしてもボランティア部、本当に頑張ってくれていまして、今回は高校生は除くということではありますけれども、若いときからこういった活動に参加していただけるということは大変歓迎できることになるかと思えます。

狙いとしてはそういった若いときから参加していただいて、介護のほうにも貢献していただくということでよろしかったでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** やはりアンケート調査で課題を抽出したときに、ボランティアの高齢化ですとか後継育成とかといった課題と、あと受入れ側のほうとしてはマッチングといった課題がありましたので、こういった課題をボランティアを行っている社会福祉協議会のほうに、この課題を申し上げて集計結果を伝えて、今後課題の整理を図っていくように依頼したところでございます。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

それでは、ちょっとこのボランティア制度が始まってからのボランティアの登録人数を男女別で年代別ということで教えていただければと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 現在の登録数は470人となっております。まず年代別から申し上げますと、40代11人、50代17人、60代75人、70代221人、80代137人、90代9人と、約78%以上で70歳代以上というふうになっております。

次に、男女別でございますけれども、40代では11人中3人が男性、8人が女性となっております。50代では17人中1人が男性、16人が女性となっております。60代では75人中17人が男性、58人が女性となっております。70代については221人中37人が男性で184人が女性となっております。80代では137人中41人が男性で96人が女性となっております。90代では9人中3人が男性で6人が女性となっております。これで見ると総体で78%の方が女性という割合になっております。

**○永本浩子委員** ちょっと具体的な数を聞いて、本当に高齢化しているのだなということを改めて実感させていただきました。やはり若い世代への世代交代というのが非常に重要な課題なのだということを実感いたしました。また、やはり男性の方、40代、50代、60代ぐらいまではやっぱり働

いていらっしゃる方が多いと思うので、人数的には少なくともしょうがないのかなと思いますけれども、70代、80代、90代というところでももう少し男性の方も増えていただければという、視察に行った先でも男性のボランティアの参加を狙って、ちょっと車の運転を頼んだりとか、そういったところに工夫をしているところ等もありましたので、またいろいろとそういったところも考えていただければと思います。

また次に、あまり使われていないということでしたけれども、応援券の交付の数と使い道というのはどのようになっているのでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 令和3年度の見込みで申し上げます。額面交付額が90万円程度で、現在利用については70万円程度の見込みとなっております。

それで、利用の状況でございますけれども、ほかの事業で実施しております高齢者生活総合支援事業の利用範囲と同様となっております。現在のところバス・タクシー券などの乗車料が約71%程度、それ以外の施設利用料ですとか日帰り入浴ですとか、各施設の入館料、拝観施設の入館料などについては28%程度の状況となっております。

**○永本浩子委員** やはりバス・タクシーが総合支援事業と同じで、傾向性としてはやはりそういったところに使われているのだなということがわかりました。

介護支援ボランティア制度なのですが、この2年、約2年コロナというところでいろいろな影響は出ていたのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** コロナによります活動実績の状況でございますけれども、コロナの影響については本年度におきましても市内の感染状況ですとか、重点措置期間などの影響によりまして、活動の自粛は多くあったところでございます。この事業、平成31年の途中から開始した事業ですので、単純な比較はなかなか難しいですが、介護施設の受入れ事業数については当初10施設のほうで受け入れていただいている状況でございましたけれども、現在5施設まで減少している状況になっております。

**○永本浩子委員** そうですね。やはり介護施設の方たちは感染拡大ということでできるだけ外からの人が入るのを御家族でさえも面会できないよう

な状況だったわけなので、よくわかります。

何とか令和4年度、私も収束をして日常を取り戻せるといいなと思っているところですけども、今後ウィズコロナ、アフターコロナの時代のボランティアの在り方とか取組方というのはどのようにお考えでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 今後につきましては、新しい生活様式を取り入れながら安心して活動を行っていただけますように留意点などを随時情報提供していくほか、受入れ施設ですとか介護予防の事業者との連携によりまして、自主的な活動が継続されるよう引き続き支援をしていきたいと考えております。

**○永本浩子委員** またいろいろと状況も見、連携も取りながらということとやっていただければと思います。

また、先ほどもお話ししましたけれども、ボランティアによって元気な高齢者を増やすだけではなく、当市としては高齢化しているボランティアの世代交代ということも大きな目的ということで、当初40歳からのスタートで今回18歳以上ということになったわけなのでですけども、まだまだちょっとコロナがあったのでなかなか難しいところとは思いますが、その効果は少し見られているのか、また今後はその点についてはどのように取り組んでいこうかと思っていられるのかお伺いしたいと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 今後の方向性といったところでございますけれども、アンケート集約、先ほども申し上げましたけれども、やはり課題としては後継の育成だとか高齢化だとかということで、今回この拡充したことによって、そういった部分はちょっと様子を見ていきたいと考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、受入れ側のアンケート調査の意見としましては、ボランティアの受入れニーズはありますけれども、施設としての受入れ体制ですとか、ルールづくりが課題となっているところがございました。せっかくボランティアに参加しても、参加した方がそこで得られる満足感ですとか達成感がなければ次の活動につながっていかないというふうに考えておりますので、そういった点も今後社会福祉協議会と連携を図りながら強化してまいりたいと考えております。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

ぜひまた若い世代の方たちも、高齢者の方も若い人たちが来てくれて一緒にいろいろなことができると、受け入れるほうも喜んでいただけるかなと思いますので、コロナの時代をいろいろとおもんばかりながらではありますけれども、ぜひよい方向に行くように期待したいと思います。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。

**○立崎聡一委員長** ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

**○立崎聡一委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次の質問者、どうぞ。

近藤委員。

**○近藤憲治委員** それでは、私からも伺わせていただきます。

まず高齢者ふれあい支援事業、介護保険特会の中で伺いをいたします。

こちらにつきましては、高齢者ふれあいの家の運営事業の予算だというふうに認識しておりますし、そこにある狙いや事業の内容等は理解をさせていただいておりますが、これは度々議会でも議論になるもともとお年を召された皆さん向けの事業ですから、参加されている方々も時代とともに高齢化をし、そしてまたボランティアとしてお越しいただいている皆さんも高齢化をしていると、こういう状況があります。そこに対して様々な知恵を絞りながらこれまでも事業を推進されてきたかと思えますし、また新年度も取り組んでいかれるかと思えます。人材の流動性をどう高めていくのか、ボランティアの幅をどう広げていくのか、またあわせて私もふれあいの家幾つか現場を見させていただきながら感じているのは、コンテンツですね、実際に日々ふれあいの家を定期的におられる方たちがお年寄りの健康づくりですとか認知症予防ですとか交通安全教室とか様々なことをされていますけれども、長い期間やっておられると大体やったことがあるメニューになってきているというお話も伺うようになってきます。

そういう点では、人材の流動性も必要ですし、



併せてコンテンツをさらに幅を広げていくような取組が新年度必要だというふうに考えておりますけれども、どのような考え方で令和4年度進めていくのかお伺いをいたします。

**○野呂俊広介護福祉課長** ボランティアの高齢化、それから後継育成という問題でございますけれども、先ほど午前中でもボランティア活動と共通した課題だというふうに考えておまして、ふれあいの家も事業創設から20年以上たちまして、同じようなボランティア活動している方の高齢化というのは顕著になっております。

それで、今後の取組といたしましては、やはり活性化に向けた取組が必要であると考えておりますし、新しい方が入ってくることによって、活性化が図られるのではないかとこのように考えておまして、令和4年度の取組としては、先般御説明しましたけれども、介護フェアの中で広く一般市民の方に来ていただく中で、ボランティア活動の一般市民に対する周知ですとか、そういった周知を図っていききたいというふうに考えております。これはまだ介護フェアの中でやるのか、敬老会の中でやるのかわかりませんが、活動を目に見えるような形で周知していくことが大切だというふうに考えております。

それと、コンテンツ、内容の関係でございますけれども、本年DXの取組としましてスマホ教室を開催したところでございます。いろいろなふれあいの家に行きますと、それぞれいろいろな体操をやったり、独自の取組やったり、いろいろなことをやっておりますけれども、委員の御指摘のとおりマンネリ化というか、同じような内容というのは否めないかなというふうに考えております。スマホ教室も慣れ親しんでいただくという形で開催していただきまして、内容については触るようなことはしていただかなかったのですけれども、今後の取組として例えばAIスピーカーを使って家電の操作をしてみるとか、そういった、何というのでしょうか、日常生活上で便利になっていくのだという取組、興味を持っていただくようなことも今後考えているところでございます。

**○近藤憲治委員** コンテンツの充実についても今いろいろと御答弁いただきました。

私も現場を見させていただいてもう一つ感じているのは、それぞれの地域にふれあいの家があって、それぞれの近隣の方たちが集まって実施をさ

れているケースが多いのですけれども、一方で、どこに住んでいてどこのふれあいの家に参加してもいいという前提がありますので、様々なふれあいの家を行き来されている方もいらっしゃるというふうに理解しています。

そういう様子を眺めていて今後やれるといいなと思っているのが、ふれあいの家同士が交流をしていけるといいなというふうに思っています。例えばふれあいの家の中のメニューで麻雀ですとか、あとはパラスポーツのボッチャですとか取り組んでおられるようなところもあったりとかして、私もお手伝いとかしたりもするのですけれども、やはり同じメンバーでやっているとだんだん、何といいますかね、うまいまくないというのは固定化してきますので、ふれあいの家の地域を越えて交流ができるような仕掛けも誘導していったらいいかなというふうに考えていますけれども、そのふれあいの家同士の連携だとか交流だとかについての認識を併せてお伺いしたいと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** ふれあいの家同士の交流といった場でございますけれども、機会でございますけれども、いろいろな活性化の方法について考えていく中で、そういったことも考えてはありました。ただ、移動や何かの関係もございまして、そういった課題もあるかなというふうに考えております。

委員御指摘のとおり、例えば町内会ですとかボランティア活動ですとかふれあいの家も含めて、同じような方が同じメニューでというところがあると思いますので、今後そういう交流の機会ですとか、そういったことについては検討していきたいと考えております。

**○近藤憲治委員** そこは考え方を共にさせていただきました。

続きまして、介護支援ボランティアポイント事業についてお伺いいたします。

こちらは前段で永本委員が質疑をされまして、内容やあらあらの現状等については理解をさせていただきました。これも事業の大目的としてはボランティアに携わっていただく、参加をしていただく市民を増やしていきたいというのが最大の目的だと思いますが、現状の先ほど示された人数というのが市がもともとこの事業を設置した際にイメージしていた規模からすると多いのか少ないの

か、大体見立てどおりなのか、どれくらいのボリューム感で捉えているのかということと、最終的にはどこを目指していきたいのかというのを改めて伺いたいと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** この事業の当初の目的でございますけれども、ボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献といった役割を持つことで高齢者御自身の介護予防、健康づくりを図るとともに、ささやかな楽しみを持ちながらボランティア活動を育成、支援するため、このボランティア応援券を発行をしているものでございます。ボランティアを始めるきっかけですとか、そういうきっかけづくりにもなればと考えて設立したものでございます。

現在の実績でございますけれども、創設した当初平成31年度411名の登録でありましたけれども、令和2年度460名、現在470人と少しずつでございますけれども増加をしております。ただ、御指摘のとおり、若年層の活性化という点では課題があると考えておまして、先ほど説明させていただきましたとおり、対象年齢を18歳以上に引き下げることによって今後活性化を図っていきたくて考えているところでございます。

**○近藤憲治委員** 現状につきましては理解をさせていただきました。

この事業を通じてどの程度までボランティアに関わっていただける人を増やしていきたいという、多ければ多いほうが良いという認識なのか、それとも何か数値的に少なくともこれぐらいのボランティアが網走にいてくれると様々な事業の遂行がスムーズですよというイメージを持ってやっておられるのかという部分も併せて伺いをしたいと思います。

**○野呂俊広介護福祉課長** KPIの設定ですけれども、令和6年度に600人という目標を掲げております。今現在令和4年度ですけれども、こういった活性化を図ることによって、当面五百五、六十名を目指していきたいなというふうに考えております。

そうすることによってどのぐらい、多ければ多いほうが良いとは考えておりますけれども、多い活動人数の中で地域のコミュニティーですとか、支え合いが充実していければいいなと考えております。

**○近藤憲治委員** そこは数値的な目標も持ちなが

ら行っているということで理解をさせていただきました。まだまだその目標に向かって取り組んでいかれるということで、令和4年度の事業についても理解をさせていただきました。

続きまして、生活支援体制整備事業について伺いをいたします。

こちらにつきましても、年度を経て少しずつ進んできている事業だというふうに受け止めております。各地域で課題の抽出やその課題に対しての解決策を地域の皆さんとともにつくり上げているというふうに理解をしているところなのですけれども、令和4年度はこの事業の中でどの程度、どのようなことが実現されていく見通しなのか、まず伺いをいたします。

**○野呂俊広介護福祉課長** 生活支援体制整備の進捗状況についてでございます。

現況といたしましては、現在17ある圏域全ての地域関係者に対する趣旨説明を終え、そのうち8圏域で協議体の立ち上げを行っております。新型コロナウイルスの関係によりまして、地域全体での協議は回数を重ねることはできなかった状況ではありますが、地域関係者との個別協議についてはこれまで令和3年度57回程度重ねてまいりました。本年度の実績といたしましては、協議を進めていく中で支え合いということを中心にお話し合いをしていただいているのですけれども、そもそも市全体の行政のサービスを含めてどんなサービスがあるのかわかりにくいという声がありましたから、網走市のお役立ち情報をまとめた高齢者お役立ち情報紙というのをつくりまして、これを昨年10月に発行したところでございます。

また、地域の困り事、課題という点では、やはり買物支援ということがありましたので、これについては包括協定を締結させていただいております。コープさっぽろ様の移動販売車の地域移動ルートについて、地域の話合いの中で例えばあそこには足の悪い方がいらっしゃるからここで停車するほうが良いのではないかとか、そういう地域の中での協議を持っていただいて、地域の停車位置ですとか、そういうのを決めていただく取組をしてまいりました。

それと、別の事業になりますけれども、先般説明させていただきましたけれども、高齢者の除雪事業において、地域の企業の参入を多くいただいておりますから、こういった点では少しずつです

けれども、支え合いといったような取組が各地域で広まっているものと感じております。

**○近藤憲治委員** 今御説明を頂いた中で、この事業を通じて持続可能なコミュニティーづくりが進んでいるというふうに理解をさせていただきました。

この事業を進めるに当たって、現場で私も見させていただくと、各地域ごとで本当に膝詰めの対話をして課題を抽出をして、そこに対しての解決策をまた皆さんとともに考えてということで、相当手数をかけた取組をなされているなというふうに受け止めています。併せて感じるのが、社会福祉協議会を含めて相当大変なのだろうなという思いももう一方では持ちますので、そこは原課の皆さんもそうですし、事業を共に進めていただいている社会福祉協議会もそうですけれども、事業の遂行に当たって十分に、負担といったら変ですけれども、労務が過大にならないようにバランスを取りながら進めていただきたいなというふうに思っているところですので、認識を伺います。

**○野呂俊広介護福祉課長** まずこれからの方針というか、でございますけれども、やっぱり地域の人が地域のことを考えていくうちに、これは問題だとか、これはこうしたほうがいいのかという、まず話合いの場を持っていただくことが大事だと思っております。そのための地域の協議会をコーディネーターの活動を通して回数を重ねておりますけれども、そのコーディネーターの負担というところもありますので、こういったところについては現在1人に任せるわけではなく、その下に社会協議会の地区割りということで分担させていただいておりますし、私どものほうも時間が空けば積極的にその地域の話合いに参加させていただく中で活性化を図っていきたくと考えております。

**○近藤憲治委員** そこは認識を共にさせていただきました。

最後に、能取漁港整備特別会計に関連してお伺いをいたします。

こちらにつきましても前段で何人かの委員の方が質疑をされておりましたので、状況等については理解をさせていただきました。

私もこの特別会計についてはいずれ閉じられていくものだろうというふうに認識をしておりますので、決算審査の際にも近いうちにそうなるという

ような趣旨の御答弁もあり、いつなのかなという思いで見させていただいているところなのですが、令和4年度については少なくとも予算が組まれたということですので、この会計が閉じられることはないということであります。

先ほどもやり取りの中で、いずれはということで庁内に課題を抽出するようなグループをつくって、この特別会計の閉鎖に向けての調査をされているということでありました。

ここで1点お伺いしたいのが、閉じるのがなかなか難しい何か要因があるのかなという点であります。もしこのいわゆる財政的な要因ではなく、また別の要素があるのであれば、ここで改めてお伺いをしたいと思います。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 会計閉鎖に向けた取組と今のお話では課題ということで御答弁させていただきますけれども、まず現状で課題としましては、先ほどからお話ししてはいますが、売却用地があと5.4ヘクタール、累積赤字が1億6,700万円あるということ。それと、能取工業団地の汚水処理施設なので、こちらのほうと下水道をつないでいるのですけれども、そちらの管の償還費用、こちらが約8,630万円残っています、令和12年でこれ償還終わるのですけれども、こちらが残っているということ。それともう一つなのですけれども、今お話ししましたように、能取の団地につきましては当初水産加工団地ということで整備されておりますので、当該地の汚水につきましては独自の処理施設を持って独自の受入れ基準の中で受け入れてございます。ただし、特会を閉鎖となりますと、そちらの施設も下水道に移管するということになるのですけれども、現状では受入れ水質が異なるために、そこをどう今能取のほうで事業をやっている方と間を埋めていくのかということで、今検討、お話しを少しずつ始めたような状況となっております。

**○近藤憲治委員** 今下水の関連のお話を頂きましたけれども、この協議というのはどれぐらいの時間軸のイメージ、今少しずつというお話もありましたけれども、進められていくのかお伺いいたします。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 時間軸なので、今お話ししましたように、今年から実は主な大きな事業者のほうと話を始めていますので、現段階ではちょっと時間軸までは何とも言えませ

ん。しかしながら、汚水処理施設につきまして現段階で能取で今持っています独自の水質と下水道での乖離、一番大きいのがBODとノルマルヘキササンという項目なのですけれども、いずれにしても処理施設を独自、それぞれの企業で設けていただくにも投資のかかることもございますので、なかなか今の段階ではタイムスケジュールまではお示しできる状況ではございません。

○近藤憲治委員 終わります。

○立崎聡一委員長 次、小田部委員。

○小田部照委員 私のほうからも端的に確認させていただきます。

まず、管財のほうになると思うのですが、以前北児童館、すずらん保育園、たんぼぼ保育園が統合していせの里児童館、保育園となりました。ここで、北児童館、すずらん保育園は既に解体して更地となっております。たんぼぼ保育園だけは解体されずそのまま残っている状態にあります。

これ以前質問させていただいたときには、利用の要望などがあつたため解体しないで残してあるというようなお話がありました。令和4年度の予算書にも解体の事業としては入っていないわけですが、今後の利活用について何か考えがあればお示しいただきたいと思います。

○古田孝仁財政課長 旧たんぼぼ保育園の扱いでございますが、令和3年度予算におきましては売却使用ということで予算のほうを計上しております。その後、周辺の地域から隣接いたしますほくせい公園と一体的な利用について検討できないかという御意見を頂いたこともあり、また北西地区におきましては大きな公共施設ですとか公共空地場、空き地みたいな公園みたいなものも少ないことから、現在都市整備課のほうで策定中の公園ストック再編計画の中で地域の方々の意見も聞きながら、その在り方について検討を深めていきたいということにいたしました。

その結果が出されるまでは売却は行わないということといたしたところであります。ただ、保育園を民設民営方式で集約化した際に、公共施設等適正管理推進事業債という起債を活用いたしましたことから、解体もしくは他の公共用途等に活用しないといけないという条件がございますので、現在のところ令和5年度中に解体したいと考えているところでございます。

○小田部照委員 理解いたしました。

今後、よりよい利活用に向けて地域の皆さん、行政もちろんそうですが、共に協議しながらよりよい利活用に向けて協議を進めていただきたいと思います。

次に、水道事業会計について、水道設備の整備事業について伺いますが、こちらも大分重複しているようですので端的に伺います。

この事業は様々な工夫と努力を重ねてこられているのだと認識しております。少しでも安く安心して安全な水を供給していただいていることは我々地域市民にとって本当にありがたいことでもあります。

現在の水道料金というものが今後改定の見通しだとか、現状のままでしばらくいけるのか、その辺についての認識を伺いたいと思います。

○佐々木修司営業経営課長 上水道料金の改定の見通し、見込みということでございますが、導水管更新に対する補助金が企業債発行の抑制につながるなど会計により影響をもたらしていることもありまして、上水道の料金につきましては今後予期しない大規模な財政出動等がない限り、当面改定を行うことなく現状のまま経営を継続できる見通しとなっております。

○小田部照委員 当面は現状のままで何とか推移、維持できるということで認識いたしました。

この水道事業会計は本当に様々な工夫と努力がなされているところに私は高く評価しておりますので、今後とも安心・安全な水の供給により一層努めていただきたいと思います。

終わります。

○立崎聡一委員長 次、松浦委員。

○松浦敏司委員 日本共産党議員団の松浦でございます。

4つの特別会計について、質問したいと思えます。

初めに、市有財産整備特別会計であります。

歳入のところで、節の欄に空き家対策総合支援事業交付金、説明欄では市有建築物解体事業交付金として118万9,000円をはじめ、貸地料でいえば815万9,000円と、滞納繰越分3万円、土地建物貸付料206万7,000円などがありますが、この収入について説明をお願いします。

○古田孝仁財政課長 市有財産整備特別会計の予算の歳入についてですが、全体で御説明させていただきますと、総額で9,290万円となっております。

す。内訳でございますが、国庫補助金といたしまして118万9,000円、これは潮見住宅団地の軟弱地盤対策として買取り補償をさせていただいた住宅を市職員に貸付けしているところでございますが、その住宅の老朽化が進行したということで取り壊すことといたしまして、その取壊しに対しまず補助となっているところでございます。

土地建物売払収入につきましては2,865万9,000円で、こちらの想定している物件といたしましては台町3丁目の空き地と、あと桂町簡易郵便局の横などの物件4物件を計上させていただいております。

次に、財産貸付収入ですが1,805万1,000円で、貸地料が滞納繰越を含めまして140件ございまして818万9,000円、あと土地建物貸付料につきましては12件で209万7,000円、あと潮見住宅団地の貸付料は買取り補償させていただきました住宅を市職員へ貸し付けているもので20件で776万5,000円、あと雑収入で車庫証明などの発行手数料で1,000円、あと繰越金、前年度繰越金で4,500万円となっているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、官公庁への……、失礼しました。昨年質問の中で、聞く中で、市の土地がある中で向陽ヶ丘7丁目というのが答弁の中で出てきたというふうに思うのです。それで、この土地はたしか今回の新電力会社は無償貸与するというような土地かなというふうに私勝手に思ったのですが、それはそんなことでよろしいのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 向陽ヶ丘7丁目の土地でございしますが、振興局の職員の住宅の奥になりますが、そちらは新しく設立する電力会社で行う太陽光発電の予定地として想定している場所でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。後でそのほうは質疑があると思うのですけれども。

次に移りますが、官公庁へ貸付けしている土地は、昨年も聞いているのですが、昨年と同様と思うのですけれども、これに変化などはあるのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 官公庁に貸付けしております土地につきましては2件ということで、これは交番用地とあと駒場にありますが東部耕地出張所ですか……、すみません、潮見になりますけれども東部耕地出張所で、それも北海道になります。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、令和3年度の潮見住宅団地の調査をしていると思うのですが、その件数と結果についてわかる範囲でお伺いいたします。

○古田孝仁財政課長 潮見住宅団地の傾き調査の件だと思いますが、令和3年度につきましては2件行っておりまして、傾きに変化はないと結果を受けておるところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、この地盤沈下の周辺の、いわゆる要観察地、それから隣接地域はこれからも定期的に監視していくというふうに思うのですが、どのように今後考えているのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 潮見の軟弱地に対します観察というか調査でございますが、それぞれ住宅が建ってから30年間ということで、傾き調査を行っていくということで進めております。現在それさせていただいているのが、先ほどもお答えいたしました2件ということになっております。引き続き、30年間調査していきたいと考えています。

○松浦敏司委員 次に、潮見住宅団地軟弱地盤の対策に相当数使われてきたと思うのですが、現時点での総額はどのくらいになりますか。

○古田孝仁財政課長 これまで潮見軟弱地盤の対策でかかってきた事業費の総額でございますが、昭和59年度から取り組んでおりまして、今年度、令和3年度の決算見込みまでを含めました38年間の累計といたしまして、24億8,824万3,000円と見込んでおるところでございます。

○松浦敏司委員 本来ですと、市有財産というのはそれによって利益も出てくるものであるはずなのですが、残念ながらこういうところに相当数の金額を使ってきたという点では非常に残念だと。ただ、このお金は被害といいますか、住宅を出ざるを得ないその補償とかいろいろありますから、これは必要なことで使ってきたものだというふうに思います。いずれにしても、いまだに不安を持っている人たちもいるというのも事実でありますから、非常に大事な事業だというふうに思います。

以前、私たちは反対をしてきましたけれども、しかしやはり一定のもう安定状況に入ってきているなというふうにも判断しているところで、引き続き住民の立場に立って対応をしていただきたい

というふうに思います。

次に移ります。

国民健康保険特別会計であります。

国民健康保険は2018年から都道府県化がスタートしました。国はこれに基づいて毎年3,400億円の公費を投入しております。都道府県や市町村が災害、景気変動などにより国保財政が、財源が不足したときに貸付交付を行う財政安定基金というのが2018年度から積み立てられております。現段階でどのような状況になっているか伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 北海道が保有します国民健康保険に関わる財政安定基金の令和3年度の残高見込みにつきましては、約58億3,000万円と確認しております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

次に、予算説明書の歳入の欄で、昨年は前年より5,000万円ほど減少しておりました。新年度予算を見ると、627万円さらに減少しておりますが、この要因について伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 国民健康保険料減少の理由でございますが、当市の被保険者数が令和3年度当初から約230人減少すると見込んでおります。それに伴い、基準総所得金額の総額も減少するため、保険料も減少すると見込んでおります。

**○松浦敏司委員** 加入者の人口が減るということ、あと高齢化で収入もあまりないというようなこともあるのかもしれませんが。

次に、コロナによって一定程度収入が下がった被保険者に対し国保料の減免を行うと。その行った自治体に対して財政支援をすることができるようになってきていると思うのですが、網走市はどのようになっているのでしょうか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険料の減免状況でございますが、令和2年度実施した実績につきましては、件数で43件、金額で801万2,900円となっております。

それから、令和3年度の途中経過でございますが、現在減免決定した分につきましては24件、522万1,600円となっております。

**○松浦敏司委員** やはりコロナによっての影響というのは相当まだあるのだなというふうに思います。私も人ごとではない思いをしております。

次に、均等割についてです。

これまでも私ども均等割についていろいろ言ってきました、やっと国も動き始めたということで、今年から未就学児に対して5割軽減になったというふうに思います。国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1というふうになっております。

代表質問でも質問しておりますが、これによって262名の未就学児が軽減されることになり、一歩前進だというふうに私たちは考えます。そこで、均等割についての考え方として、私たちは言わばこれは人頭割だというふうに言ってきたわけですが、収入の全くない子供たち、少なくとも高校卒業までは減免あるいは減額するということが必要だというふうに私たちは考えるのですが、見解を伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 子供の均等割額軽減の対象年齢及び軽減割合の拡大につきましては、保険基盤安定負担金制度のような国庫負担金がない中で、市独自の軽減の範囲を拡大することは保険料に影響があると考えますことから、国が制度を改正し必要な額を補填していただくことが必要と考えております。

この子供の均等割軽減の対象範囲拡大につきましては、市長会を通じて制度改正について働きかけてまいります。

**○松浦敏司委員** まさしく国民健康保険という名前ですから、やっぱり国の責任というのは重大なものですよね。今までもこの均等割については国は知らんふりといいますか、やっと半分負担するというふうになったと。でもやはり根本的な矛盾は解決していない。未就学児だけという、本当に限られた者で、確かに未就学児の病気がある中で軽減というのはいいことではあるのだけれども、しかし少なくとも高校卒業までは多くの子供たちは収入がないわけですから、そういう意味では引き続き国に要望していくということは大事なことだというふうに思います。

次に移ります。

賦課限度額についての変更は今年度はないということで私は理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 保険料の賦課限度額についての変更についてでございますが、医療分については63万円から65万円、後期高齢者支援分につきましては19万円から20万円に、合計で3万

円引き上げる政令改正が公布されたところでございます。

当市におきましても、中間所得層の負担を軽減する視点から政令に合わせた引上げを今後検討してまいりたいと考えております。

○松浦敏司委員 つまり賦課限度額が上がる予定だということによろしいのですか。

○田中靖久戸籍保険課参事 今後料率の算定と併せまして国民健康保険事業に関する協議会に御審議いただき決定していくことになるかと思いません。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

次に、国保会計の基金が多分あると思うのですが、これは基金は現在どのぐらいあるのでしょうか。

○田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険事業準備基金の残高につきましては、現在のところ約2億7,000万円でございます。

○松浦敏司委員 基金は一定程度必要だけれども、一定程度以上を持つ必要もないというふうに思います。そういう意味で、この基金を活用して例えば保険料を上げない、あるいはできれば下げるというふうにしてほしいと思うのですが、その辺のお考えはどんなふうに考えていますか。

○田中靖久戸籍保険課参事 令和3年度の決算状況において、基金からの繰入額が今後増減するかと思いますが、保険料の試算時におきましては保険料の底額として1,540万円の基金からの繰入を見込んでおります。

基金につきましては、国民健康保険事業を安定的に運営するため一定程度保有することが必要と考えておりますが、今後の保険料の統一化に向けて、急激な料率上昇を抑えるために料率の審議に当たりましては、基金を活用することについても検討してまいりたいと考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

基金を一定程度活用するというのもありましたので、それは理解しました。

次に、収納率と滞納状況、どのようになっているのでしょうか。

○田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険の収納率の推移についてでございますが、令和2年度、現年分96.74%、滞納繰越分23.70%、合計で86.67%。令和4年2月末時点の令和3年度分の収納状況につきましては、現年分で85.45%、前

年同月比でプラスの0.74ポイント、滞納繰越分で24.89%、前年同月比でプラス2.99ポイント、合計で77.74%で、前年同月比プラス1.65ポイントとなっております。

それから、国民健康保険の滞納状況につきましては、令和3年度の滞納状況として4年1月末現在につきましては、滞納世帯数で537世帯、割合としましては10.7%となっております。

○松浦敏司委員 令和4年の関係でいうと現時点ということなので、最終的には例年並みぐらいまでになるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○田中靖久戸籍保険課参事 令和2年度の実績でございますと、滞納世帯数406世帯で現在まだ納付途中の世帯が多いものですから、件数的には多くなっているという状況でございます。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

次に、結果として滞納を続けている方に対して、心苦しいとは思うのですけれども、結果として差押えをしているというふうに思うのです。その件数はどれくらいあるのか。また、差押えの内容について伺います。

○田中靖久戸籍保険課参事 令和2年度の差押えの実績ですが、合計で141件、内訳としましては預貯金で95件、国税還付金25件、給与等で7件などとなっております。

直近の令和4年1月末の途中経過でございますが、合計で81件、預貯金62件、国税還付金10件、生命保険の解約返戻金4件などとなっております。

○松浦敏司委員 それで、預貯金ですからこれは預金をしているわけですから、一定程度わからないわけではないのですが、ただやはり生活する上で最低の保障はしなければならないというふうに思うのです。給与になると、給与を全額差し押さえるようなことをされると、これはもう暮らしていけませんから、この辺は柔軟に対応しているということで捉えてよろしいでしょうか。

○田中靖久戸籍保険課参事 委員のお見込みのとおりでございます。

○松浦敏司委員 しっかりと相手方と話し合っていくというのも大事かというふうに思います。いろいろな理由で最終的に滞納しているというふうに思いますから、そこは機械的にしないでほしいと思います。

次に、それと関連するわけですがけれども、短期証、それから資格証の発行についてどうなっているか伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 令和2年度からの経過、推移を申しますと、令和2年度2月1日時点で資格証につきましては30世帯、令和3年2月1日時点では28世帯となっております。直近の令和4年2月1日では資格証17世帯でございます。

それから短期証でございますが、3か月の短期証の交付につきましては、令和2年2月1日時点で292世帯、令和3年2月1日時点で240世帯、令和4年2月1日におきましては215世帯となっております。

**○松浦敏司委員** 資格証については大体こんな感じのかなというふうに思います。短期証についても、若干下がったのかなと、令和2年から見ればというふうには思いますが、取りあえずわかりました。

それで、以前は短期証6か月というふうなものもあったかというふうに思うのですが、最近それは6か月の短期証というのは発行していないというふうに捉えてよろしいですか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 6か月の短期証でございますが、18歳がいる世帯などにつきましては18歳未満の子供に対しては福祉の観点から資格証は発行しておりませんが、その代わり6か月の短期証を交付しています。

**○松浦敏司委員** わかりました。

次に、健診助成について、その内容と状況について伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 令和3年3月1日現在で今年度の途中の実績でございますが、人間ドックにつきましては91名、脳ドックにつきましては132名、保健センターで実施していますがん検診につきましては2,470件、歯科検診につきましては5名の受診となっております。

**○松浦敏司委員** これはこれまでもやってきているわけですがけれども、これまでの数字から見て大体そんなに大きな差は出ていないというふうに考えてよろしいですか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 人間ドック、脳ドックにつきましては2年ごとの助成となっておりますので、昨年度の実績につきましては……、2年ごとの助成になっておりますので、それぞれその年ごとで山谷が出ているような状況でございます。

す。

**○松浦敏司委員** 取りあえずわかりました。

あと、特定健診について、これも大事な健診だというふうに思うのですが、なかなか全国レベルに達しないというのも現状かというふうに思うのですが、この状況について伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 国民健康保険の特定健診の受診率の推移についてであります。平成29年度は法定報告の値で23.4%、平成30年度は25.1%、平成31年度は24.0%、令和2年度24.4%となっております。

令和2年度受診率につきましては、新型コロナウイルスの影響による受診控えなどもありまして伸び悩んでいる状況でございますが、全道平均も下がっている中、何とか前年度並みを維持している状況でございます。

**○松浦敏司委員** なかなかこれ伸びない、いろいろ原課としても工夫して特定健診を受けるようにというふうにPRはしていると思うのですが、なかなか全国レベルに達していないですね。これぜひ今後も大事な健診なので、早期発見、早期治療という点からもぜひこの健診についてのPRに努力して欲しいと、これは要望します。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

この保険は言うまでもなく75歳以上の高齢者を囲い込み、2年に一度保険料の見直しが行われるものであります。

先月行われた北海道後期高齢者医療広域連合の議会で、令和4年度、5年度の保険料率が決まりました。均等割が令和3年度に比べて156円下がった、所得割率は変化なしと、しかし賦課限度額というのは2万円上がりました。

そして、いよいよ今年の10月から現役並みの収入がある人、現役並みといえどどのぐらいかと思えば年収200万円を超える者、これが本当に現役なのでしょうか、と私はつぶやきたい。そこで医療機関での窓口負担が2倍に上がります。今まで1割が2割になります。網走市ではこの対象となる方は何人ぐらいいると見込んでいますか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 北海道後期高齢者医療広域連合が試算した当市における窓口2割負担への変更となる方の人数ですが、954人となっております。後期高齢者全体の17.1%となっております。

**○松浦敏司委員** 結構いらっしゃるのですね。



年収200万円が現役並みの収入という点で非常に私は腹立たしく思います。これは言わば一般の労働者でいえば貧困層に入る収入ですよ。この人たちが現役並みだということで国は言っているようですがですけども、これはいかに国が一般庶民の感覚とずれているか、麻痺しているかというふうに思うのです。実際の生活実態を知らない官僚的な見方でこういうことをするのだなということに怒りを感じているところです。

急激な負担増を抑制するため、施行後3年間は1か月の負担増を最大でも3,000円に収まるように配慮措置が講じられていると、代表質問での答弁でお答えを頂いております。ということは、緩和措置がなされているから、さほどこの954名にはそれほど大きなダメージはないだろうというような原課としては判断しているのでしょうか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 配慮措置により月額3,000円の増額、年間で3万6,000円の負担増となるものと認識しております。

**○松浦敏司委員** つまり私が言いたいのは、この3,000円以内に収めるということになっているからあまり負担増にならないというふうに考えているのかというふうに言ったつもりなのですが、今の答弁だとちょっとわからないのですが、もうちょっとわかりやすく言ってください。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 今回の改正によりまして、月額最大3,000円、年間では最大3万6,000円が負担増になると認識してございます。

**○松浦敏司委員** そういうことですね。ただ、考えてほしいのですけれども、3年後にはこれはなくなるのですよ、これが。そうすると、3年後にはこの人たちはそれを超える金額を当然払う状況になるだろうと思われま。それで、これは私が思うのは、多くの後期高齢者の皆さんは1か月の医療費というのが3,000円を超えるという人はそうそういないのですよ、今現在1割負担の中で。そうそういません。よほど大病をすとかいうことがなければないと私は実感しています。それはなぜかという、私は成人病を3つも持っていますから、2か月に一遍は病院に行きます。そこで後期高齢者と思われる人の支払いが聞きたくなくても聞こえてきますから、それは見ると大体数百円から多くても1,000円前後という中で、国が言っている1か月の受診で3,000円以内に収めるようにということは、これある意味非常にごまか

しというか、ペテンとも言えるぐらいのことかなというふうに私は怒りを持って思っているのです。実際には多くの今の75歳の人たち、この網走でいえば954人の人たちは10月から2倍になるわけです。だから、そういう意味では、この3,000円というのが3,000円以内だから大したことない、年間にすれば1万2,000円ぐらいだから大したことないというふうに思うかもしれませんが、それは今多くは年金生活者ですよ。年金が増えるというのならいいけれども、毎年のように減らされていると。今年も0.4%。私のように月額7万5,000円しかない年金をもらっている人間でも0.4%引くのですよ、下げるのですよ。というふうになっているように、こういう収入の少なくなっている人たちから年収200万円を超えているからと2倍の窓口負担というのは、あまりにもこれはひどすぎるという声が私の周りにもたくさん上がっています。私の年寄りのぼやきというふうに聞かれているかもしれませんが、やはりこれは大変な負担になるということです。

年収がそのぐらいしかない人たちから増えるわけですから、そして物価がどんどん上がっているという状況でしょう。だから相当ダメージを受けるのです。そのことを言いたいわけです。

ここで、参事に幾ら言ってもどうにかなるものでもない、これは国に対して私は怒りを言っているわけです。

次に、そこで質問しますが、保険料の軽減についてはどのような軽減があるのか伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 後期高齢者医療制度の保険料の軽減についてでございますが、所得により均等割額を7割軽減、5割軽減、2割軽減となっております。7割軽減につきましては所得は43万円以下、5割軽減については所得が71万5,000円以下、2割軽減につきましては所得が95万円以下となっております。

**○松浦敏司委員** これについては、基本的には変わっていないのだろうというふうに思います。

次に、健康健診についてどのような状況になっているか伺います。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 後期高齢者健康診査の受診率についてでございますが、令和2年度につきましては9.11%、令和4年度1月末途中経過でございますが、9.51%となっております。

**○松浦敏司委員** ここでもやはり健診が低いのだ

なというふうに思っております。これは全国と比べるとどんな違いがあるのでしょうか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 全国平均につきましては、国のほうで取りまとめが現在終わっていませんので全道平均ということで、全道平均の値を御説明しますが、令和2年度で11.52%、道内の順位としては179団体のうちの104番目となっております。

**○松浦敏司委員** 全道的にも決して高くはないということがわかりました。

引き続き、これは努力して行ってほしいと思います。

次に移ります。

介護保険特別会計についてです。

歳入で保険者機能強化推進交付金ということで299万2,000円で前年よりマイナス200万円、介護保険保険者努力支援交付金430万円でマイナス110万4,000円となっているのですが、このマイナスになっている要因について伺います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 歳入の保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金の減額の理由でございますけれども、この2つの交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止につながる取組を積極的に行った市町村を評価し、その評価に基づき自治体に交付金の財源を配分する制度となっております。

全国で各交付金200億円の財源となっております。前年度より減少と見込みましたのは、あくまでも現段階では見込みと考えておりますが、全国の保険者全体での総体評価であるため、各市町村の取組が進んだことにより減少すると見込んだところでございます。

**○松浦敏司委員** 言わば成績によって評価が変わってくるということなのでしょう。あくまでも見込みということですから、結果は後でないとわからないということでした。

そこで、介護保険、基金も一定程度持っているというふうに思うのですが、現時点での基金残高はどのくらいになりますか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 介護保険事業基金の残高でございますが、令和3年度末で約2億376万円の残高となる見込みでございます。

なお、令和4年度にはそのうち5,320万円を繰り入れる予定となっております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

これも大事な基金といたしますか、ただ結果としてこの介護保険も大きな矛盾としては、低所得者の皆さんは幾ら介護度4とか5になったとしても1割を負担するお金がなければ負担できる範囲内でサービスを受けざるを得ないというようなことにもなるわけで、そういう点では結果としてそういうのも2億円の中には一定数あるのだなというふうに私は理解しているところです。

それで、この基金の使い道について、今後具体的にはどんなふうになりますか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 今後の基金の使い道でございますけれども、基本的には市町村独自の給付費、階段昇降機とか市独自で行っているサービス事業もありますので、そういったサービス事業費に充てるとというのが1点、それと保険料の今後の軽減につなげていくために今後の給付費の策定委員会の中で協議してまいりたいと考えております。

**○松浦敏司委員** 取りあえずわかりました。

全国的にもこの網走市においても、高齢化が急速に進んでおります。当市の高齢者人口の人数といたしますか、見込みはどのくらいになっていきますか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 当市の高齢者人口等の見込みでございますけれども、高齢者人口等につきましては、令和4年2月末現在住民基本台帳での数値となりますけれども、全人口3万3,826人のうち65歳以上の人口は1万1,212人となっております。高齢化率は33.15%となっております。世帯数につきましては1万7,737世帯、うち高齢者のみの世帯は6,102世帯で独居世帯数は3,566世帯となっております。

高齢者人口の見込みでありますけれども、団塊の世代が75歳に達する3年後の令和7年2025年頃からほぼ横ばいの傾向が続き、8年後の令和12年2030年頃後期高齢者人口のピークを迎えた後、少しずつ減少傾向に転ずると想定しておりますけれども、同時に64歳以下の人口も減少するため、高齢化率についてはその後も上昇が続くものと考えております。

また、認定者数の見込みでございますけれども、令和4年1月末現在で1,872人程度となっておりますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年には2,086人、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年には2,569人の見込みと考えております。

**○松浦敏司委員** 高齢者はピークになっても人口が減っていくわけですから、そういうことですよ。団塊の世代の第2段階の人たちも含めると、これは大変な高齢化の社会だなというふうに思います。

それで、保険料については3年に一度の計画策定が行われて、そしてそのたびに保険料についても検討し、しかし結果としてこの間引き上がっているのが実態であります。加入者からはやはり悲鳴が上がっています。どんどん高くなって、介護保険が始まったのが私が1期目の頃ですから、こういった長年の中でおよそ保険料というのは2倍になっていますね。2倍をちょっと超えるぐらいかな、というふうになっていて、やはりこの介護保険料の最大の弱点といいますか、欠点といいますか、施設がたくさんできてみんなが安心して施設に入るようにすればそれが全部保険料に跳ね返る、そこで働く介護職員の賃金を上げればそれも含めて全部保険料に跳ね返るといって、大変な制度だなというふうに思って、ここは国の責任が大きいというふうに思って、これまでもいろいろ言ってきました。

そこで伺いますけれども、網走の場合はこの12段階になっているというふうに思うのですが、段階ごとの人数を教えてください。

**○野呂俊広介護福祉課長** 網走市については第1段階から第12段階の設定としております。これは国の標準的な段階であります9段階をさらに細分化することで低所得者層等の軽減を図っているものでございます。

まず第1段階が2,119人、第2段階が1,268人、第3段階が1,038人、第4段階が1,134人、第5段階が1,213人、第6段階が1,842人、第7段階が693人、第8段階が874人、第9段階が324人、第10段階が226人、第11段階が316人、第12段階が305人の合計1万1,352人となっております。

**○松浦敏司委員** これで見ればやはり真ん中層といますか、結構いらっしゃるなど。第6段階が一番多いことになりますね。わかりました。

次に、低所得者への軽減措置というのは、たしか私の記憶では、第1段階から第3段階までかというふうに思うのですが、どのようになっているか伺います。

**○野呂俊広介護福祉課長** 低所得者保険料軽減につきましては、平成27年第6期計画より実施して

ございまして、当初は第1段階のみを0.5から0.45への実施でございましたが、消費税の10%に併せまして第1段階の0.5を0.3へ、第2段階の0.75を0.5へ、第3段階の0.75を0.7へそれぞれ軽減することとしております。

**○松浦敏司委員** 低所得者の人は相当大変な負担感を持っているというふうに思います。

これはあくまでも私の実感ですけれども、介護保険によって国民の認識を大きく変えることになったのは、施設入所についてだというふうに思います。それまではお年寄りが施設に入る、老人ホームに入るという場合は何か親不幸のような認識があって偏見というのが相当ありました。でも、介護保険ができた後にこういった施設に入るとはごく自然のことで、しかし逆に入りたくても入れない状況になっているという、そういう意味で相当国民の意識が一変したというふうに言っていざらいたというふうに思っています。

保険料については、先ほど言いましたように、残念ながら網走市もどこの自治体もそうですけれども、頑張れば頑張るほど保険に跳ね返って今はもう2倍以上になってしまったということであり

ます。昔は最初の出だしは第5段階でしたよね、始まりは。今は12段階にまでやって、できるだけ負担が集中しないようにということいろいろな所得階層の人たちに対応するような形になっているというのは、これはこれとして評価をしなければならぬというふうに思います。

いずれにしても、この介護保険は保険はあるのだけれどもいざ使おうとしたらなかなか使えない。施設に入所したくても入れない。半年待ち、1年待ちというようなことがざらにあるというように、そういう点で、そういう点でも非常に何のための保険なのだと。保険あって介護なしというようなことも言われて久しいわけです。

私はこれを全て介護保険を否定するとは思いません。先ほど言ったように、非常に大事な仕事で国民的な認識も変わったという点では評価もしなければならぬし、中身によっては非常に大事なもので評価しなければならないことはあると。ただ、いずれにしても保険料が高くて大変だという声もう圧倒的に多いわけです。

それと、先ほども言いましたけれども、自治体

が頑張つて施設を造れば造るほど保険料に跳ね返るといふのはこれはもうおかしいし、施設を造ったら少なくとも国が8割程度は負担するというふうなことになるれば、保険料への影響も相当少ないというふうにするのがいいと思うのですがそれがなかなかないということで、やはり国の責任が極めて重大だといふふうに思います。

加入者が安心していつでも施設に入れるような、そういった環境をつくれるように努力が必要だといふふうに私自身の戒めにもしながら、今後引き続き介護保険の維持に向けて努力して行ってほしいと、そのことを述べて質問を終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で本日の日程であります特別会計及び公営企業会計の細部審査を終了します。

この後理事者入替えの上、去る3月14日開催の当委員会において提出されました動議に係る確認事項について確認結果の報告を受け、それに関して質疑等を行うことにしたいと思ひます。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

再開は、午後2時30分。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、去る3月14日開催の当委員会におきまして小田部照委員のほうから提出されました動議の内容の確認事項を議題とし、質疑等を行います。

進行ですが、最初に本案件の是非について全国市議会議長会へ照会し回答を得た内容については、各委員の皆さんに御確認いただいているかと思ひます。

次に、動議の中で是非や適否を問い合わせておりました、1、秘密保持契約の取扱いについて、2、一企業への出資について、3、市から役員を出向させる点について、4、新会社を市役所庁舎内に置くことについての合わせて4点について、理事者より説明を受けた後、質疑を行いたいと思ひます。

その後、理事者には退席をいただき、委員間で

討議を行うことにしたいと存じますが、それによるしかたでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、初めに全国市議会議長会への確認結果につきまして、私から報告をいたします。

お手元に配付した資料を御覧いただきたいと思ひます。

事前にお配りしてありますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思ひます。

続きまして、動議の中で是非が問われていた確認事項の4点について理事者より説明をお願いいたします。

企画調整課長。

○佐々木司企画調整課長 地域新電力会社の設立に関しまして、3月14日開催の本特別委員会において、小田部委員から御発言のありました事項に係る北海道の見解を報告いたします。

1点目は秘密保持契約についてであります、問題はないとのことでございました。

秘密保持契約を締結することを禁止、制限する法令はなく、漏えいの際の責任の所在を明確にするため、秘密保持契約を締結することは十分に考えられる。なお、予算の提案に当たっては、予算に関する説明書の提出について、地方自治法施行令第144条において事項別明細書及び給与費明細書、継続費についての条章、債務負担行為についての条章などが規定されており、法令においては共同出資者の氏名などのような事項についてまで明らかにすることは求めていないとの見解でございます。

次に2点目、一企業への出資についてであります、問題はないとのことでございました。

次に3点目、市からの役員出向についてであります、問題はないとのことでございました。

今回の場合は、新電力会社が市に供給する電力量が全体供給量の約4割であり、新電力会社は地方自治法第142条及び第166条に規定される、主として同一の行為をする法人には当たらないとの見解でございます。

最後に、新会社を市役所庁舎内に置くことについてであります、問題はないとのことでございました。

商業登記法上は法人の住所に関する制限はない

との見解でございます。

以上、報告申し上げます。

**○立崎聡一委員長** それでは、説明に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

小田部委員。マイクを。

**○小田部照委員** それでは、まず私の動議の発議に対して委員長並びに委員の皆様にご賛同いただきましてこういう場を頂きましたこと、心よりお礼を申し上げます。

今回の件は、主権者である市民の前に秘密保持契約である契約をした案件が予算案に上程したというところにあります。

ただいま報告が、全国市議会議長会からの回答内容も確認させていただきました。私なりに納得しているところではありますが、二元代表制にある地方自治の原則に立ち、議会と執行部は共に信頼関係の上で市民の付託に応えるべきだと思います。この辺は市のお考えを確認したいと思います。

**○水谷洋一市長** 小田部委員の御指摘のとおりだというふうに思っております。

**○小田部照委員** それでは、ちょっと確認させていただきます。

先ほど理事者のほうも4点について、御説明いただきました。以前の質疑からもあったように、この件に関して秘密保持契約が結ばれていることに対して、解除なども含めた申入れなど、相手先の会社などに確認だとか御相談をした経緯というのはあるのでしょうか。

**○佐々木司企画調整課長** 秘密保持契約の取扱いにつきまして、解除の申入れを行ったことはございません。

**○小田部照委員** やはり市民の理解と協力を得るためには、誠意をもって丁寧な対応で進めるべき、進める必要があったのだろうと私は思っております。今回の進め方については非常に私は残念に思っております。市民のための行政、議会との信頼関係を保つためにもそういった対応にはもう少し謙虚に、また誠実に対応していただきたいと思いますが、最後、市長にそういった面での見解と今後に向けた決意を聞かせていただきたいと思っております。

**○水谷洋一市長** ありがとうございます。

この秘密保持契約を結ぶという行為ですか、こ

うしたことをしたのは初めてのことでありまして、その取扱いにつきましては、先方とのお約束ということもありこうした今日の方が設けられたと、このように思っているところでございます。

今後につきまして、この秘密保持契約なるものが締結をされるような場面というものが、今後例えば企業誘致であるとかといった場合に十分それは想定されることだと思っておりますので、今後こうした今小田部委員がおっしゃったように、信頼関係の上で十分取り扱われるべきものであらうと、このような御指摘でありますので、そのようなことを踏まえながら、今後こうした事例においては対応、小田部委員がおっしゃるように丁寧に扱うような対応を今後取ってまいりたいと、このように思うところでございます。

私たちは議会の場で御説明をするということが一番大切だと思っておりますけれども、それ以上に丁寧に説明をする必要があるのではないかとこの御指摘でありましたので、十分受け止めさせていただいて、今後こうした事例があった場合にはそのように対応させていただきたいと思っております。

**○立崎聡一委員長** 他に。

松浦委員。

**○松浦敏司委員** その日は私はいなかったのですが、今このような状況でお話をさせていただきたいと思うのですが、私、やっぱり一番問題だったのは今小田部委員も関係していると思うのですが、やっぱり議会との関係でやっぱり少なくとも昨年の5月の下旬に締結されたということですから、やはり議会との関係で対応の仕方があったのだろうと。とりわけ議会というところは提案されたものに対してどのような内容なのか、どういう会社なのかということも含めて、それがわからなければ審査のしようがないわけですよ。そういう意味で、今回の方法というのは相手方の名前は言えません、口頭では事業のどんな会社なのかという概要は言えるけれども、というようなことで、でもやっぱりわからないわけですよ。そこに1,040万円の予算が計上されて、1,000万円出資するというので、そういう意味で、私たち議員として市民から聞かれた場合、説明ができないのですね、これだと。相手先の名前もわからないのあなた賛成したのですかと問われれば、私はぐうの音も出ないという、そういうことなのですよ。そういう意味でやっぱり方法に何かあったの

ではないかと、もっとやり方が。その辺どのよう  
にお考えでしょうか。

**○水谷洋一市長** ありがとうございます。

小田部委員との重複になってしまうと思うので  
すけれども、やはりこうした秘密保持契約を結ば  
うというような会社というのは大きな企業であり  
まして、秘密保持契約の中身におきましても皆様  
御覧を頂けたと思いますが、新しい技術の進展と  
か進捗の状況だとかということをお話ししてはな  
らないといったような中身だったというふうに思  
います。ですから、そこの中身において、私たち  
はなかなか外にこうしたことを今動いております  
ということも秘密保持契約の中で執り行っている  
ものですから、公に開示するという事はなかなか  
難しかったわけでありまして、今先ほど  
小田部委員にもお話を、予算の審議に当たって情  
報の提供をきちんとして審議に尽くせるような、  
そういう情報の提供というのはこの議会の場の前  
に丁寧に説明をすべきではないかという指摘だっ  
たというふうに思っておりますので、今後こうした  
事例があった場合には、やはり予算審議に当  
たって事前に秘密保持契約ということ踏まえた  
上で、皆様方が審議に尽くせるような情報の提供  
というのが今後そうした取組をさせていただき  
たいと、こう思うところであります。

秘密保持契約を結ばないということをするこ  
とによって、市政の新しい取組というものが阻害さ  
れてもいけないと思いますので、そこは先ほど、  
何度も言いますが小田部委員がおっしゃっていた  
ように二元代表制の下で信頼関係の下に今後きち  
んと情報の提供をすべきであろうと、こう思いま  
すので、そこは十分議論を踏まえた上で今後同様  
の事例があった場合にはそう対応していきたい  
と、こう思うところでありますので、ぜひそこを  
御理解を頂ければと思います。

今後ともこうした事例があった場合にはしっか  
り対応してまいりますので、よろしくお願いを  
したいと思います。

**○松浦敏司委員** まさに今言われたように、全国  
市議会議長会の回答でも理事者側と議員側の信頼  
関係ということが言われています。つまり、そう  
いうような協定を結ぶに当たって、必ず議会への  
報告をしなければならない、承認を得なければな  
らないということはもうわかっているわけです  
よ。だから、3月の議会で絶対に審議されるわけ

ですから、なぜ……、いや、私ならですよ、3月  
の議会を控えた中で3月の段階では公表せざるを  
得ないのですよということができないのではないかと。  
4月には会見すると言っているわけですから。それが半月なり1か月早く議会の中では言  
いますという形での協定というのはあったのではないかと、私は思うのです。それがなかったので、  
我々は信頼関係が信頼されてなかったのだという  
ふうに思ってしまうわけです。だから、そこが  
やっぱり今回の問題と申しますかね、議会に対す  
る対応、これが絶対的に出てくるわけですから。  
そこをもうちょっと考える必要があったと、そう  
いう点では相手方との協定を重視するがあまりに  
結果として議会側が信頼関係を失うようなことにな  
ったのではないかというふうに私は強く感じま  
す。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

**○水谷洋一市長** ありがとうございます。

御指摘を受けたことに対しては今後しっかり  
やっていきたいと思っております。今回の取扱いにつ  
いてはどうだったのかというお話だと思いま  
すけれども、私たちも秘密保持契約という、そのこ  
とを結んである意味新しい取組をしていこうとい  
うようなことは初めての経験でありましたので、  
まず相手方の秘密を守ってくださいという契約も  
一方であるものですから、議会に対してどうい  
うふうに説明をしていくのかといったときに、やは  
り議会の中でまずこうした公の中で質疑をすること  
によって明らかにできることを全て明らかにし、  
秘密といいますか、先方との関係で、何とい  
うのかな、開示をすべきではないところを明らか  
にするということを議会を通してすることが、一  
番先方に対しても議会に対してもある意味誠実な  
やり方ではないかというふうに考えましたが、い  
ろいろと御意見を頂いて、今後同様の案件があ  
った場合には、それはまさに信頼関係の下に丁寧な  
説明をこの議場でやり取りをする前に説明をすべ  
きではないかという御意見というか、ありました  
ので、そこは踏まえて、今後同様の事例があ  
ったときにはそう対応させていただきたいと思  
います。

今回の事例についてはそういう対応ではなく  
て、議会の中において明らかにしていくという方  
法が先方との関係においても一番よかったのでは  
ないかと考えたものですから、こういう取扱いを  
したということでもあります。それがいろいろと疑

義を招いたということだと思しますので、取扱いを変えていきたいと思えます。

○立崎聡一委員長 栗田委員。

○栗田政男委員 今、市長からいろいろ答弁なのだよね。市長やっぱこれは進め方として謝らないと駄目ですよ、私たちに。そういう契約があって、言い訳をここで何ぼ並べてもそれは進め方に瑕疵があったとか、間違いがあったということは間違いなくルール上の明らかな違反なのですよ、私たちの。それを本当に通すつもりだったら、専決やっただけであればいいのですよ。権限があるのですから、本当に網走のためになって何としてもやるのだというのであれば議会説明も必要ない。相手方の業者の名前も言う必要がないわけですよ。それでも通してやりたいというのであれば市長の思いですから、それは市長に権限がございませぬ。それは私たちの議決は関係ないので、やっていただければいいのです。

ただ、私たちは相手の会社だとかそれを全てクリーンにして、どういう形でもいいです。やり方はいっぱいあります。秘密会にさせていただいても結構ですし、私たちも発表できる段階になるまで守秘義務がございませぬ。皆さんと同じように特別職の公務員は与えられているので、言うなという事は言いません。それは当たり前です。それをいう守秘で、あの契約書というのはごく一般的に、これは民間同士でもどこでも結ぶものです。特に大手は必ず結びます。これは当たりの話で、ごく一般的なひな形でした。

ですから、それほど絶対に駄目だと、議会に絶対に漏れたら困る、確かにわかります。事業が進みにくくなったり、いろいろなところに競合他社が参入する可能性もあるし、それは十分に理解できるけれども、議会に通すために市長が考えたのであれば今回の説明は不十分ですし、私たちに判断できるだけの材料はないわけなのです。そこはやっぱり市長ね、今回は申し訳ないと謝った上で次は絶対そういうことのないようにやっていくという話にならないですか。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。

2つ今議論があったというふうに思えます。

1つは専決処分、決まってから専決処分をしてはよろしいのではないかとということと、あと守秘義務の問題があったと思えます。

御案内のとおり、私も含めて、私、市長という

立場、公務員には守秘義務がありますが、皆さんと私は自治法上守秘義務はありません。御案内のとおりだと思えますけれども、守秘義務はありません。それは政治判断という名の下に様々なことができるというふうに思っておりますけれども、守秘義務というのは自治法上皆さんにもありませんし私にもない。しかし、私は市長という立場で行政のトップでありますから、そこはないというだけであって私はやはりその契約の当事者でありますから、守秘義務を私は守らなければならない。なぜならば、私はサインをしておりますので、ということだというふうに思えます。

もう一方、専決処分ということのやり方というのはあるのだと思えます。ただ、そこは皆さんに事業の内容を御説明しないで、私が専決をして報告という形で皆さんから御意見を頂くというのも、これもまた私は取るべき手法でもないということをおもいます。ですから、今回、様々な手法というものがあつたのだと思えますが、やはりここは議員の皆様にお示しをして、そして本会議が始まった後、代表質問を頂いてお答えをし、そしてその後私の答弁の中では、秘密保持契約があるので企業名をこうした場で明らかにすることはできませんが、予算審査に当たり今後議会と相談をして協議をさせていただきたいと、こういう答弁をそれぞれさせていただいたところです。まさにそこが本音でありまして、そこの中で代表質問でお答えをした中身の部分について様々お話しもさせていただいたものと、このように思っておりますけれども、そこでこの予算審査特別委員会の中でいろいろと事業の中身等についてお話を、やり取りをさせていただいたと、こういうふうに思っております。

ですから、そのやり方について早めにとのお話と今回のやり方が誤っていたのかということと、そこはルールに基づいたつもりでありますけれども、ただ皆さんにこうして時間を割かせてしまったということは、ここは、何というのでしょうか、大変私たちもこうした場を設けてまでこの審議を深めなければならないことに対しては申し訳なく思えます。ですから、そうした今後、別途一つの案件に対して予算審査特別委員会が開かれて深く理解を頂かなければならないということは、これは好ましくないと思えますので、今後においては同様の件につきましては、そこは秘密保持契

約のあるような場合においては信頼関係の下に十分に丁寧な説明を行ってまいりたいと、このように思うところでございます。

**○栗田政男委員** わかりました。市長の見解も理解をします。

そういうお考えで今回は上程をされているということ、それは私は個人的には納得できませんが、やっぱり進め方としてはきれいな情報開示ができない段階で公のこういう場に議案を上げるということに対しては納得はできません。

ぜひとも、今後当然企業誘致とかいろいろな場面で同じようなケースも出てくると思います。慎重の上にも慎重にしっかりと私たちにも情報を開示できるように、それで松浦委員が言ったように、やはり契約上相手方がある話です。ただし、こちらにも網走市のルールがあるのです。それを、ルールも理解して、相手方にも理解してもらった上で、適時プレス発表なりしっかりとできるような形を詰めていけば、松浦委員が言ったように、ここで公になってみんなで応援できるような体制というのは持っているのです。ぜひともそういう形で進めていただければ。私は今回の在り方というのは、私も15年しかいません。自治法上、私たちが守秘義務がないということを市長がおっしゃった。でも倫理的に私たちは守秘義務があります。ここで知り得た情報は第三者にははつかつには話せないというのは、これは私たちの人としての倫理観です。もちろん議員としてのモラルとしてもしっかり持っていたいなということがございます。そういうこともしっかりとお互いに、今回の事例で市長が自分の主張をなさいます。私もやはり間違っていると一言ざるを得ないので、それだけはもうしようがないので、次回からはしっかりとそういう部分検討しながら進めてください。決して事業自体は悪いものではないというふうに私は思います。

**○水谷洋一市長** ありがとうございます。

今栗田議員からまさに守秘義務の問題もありましたけれども、そこは信頼感だろうという御指摘だったと思います。そこは十分私たちも踏まえてはいるのですが、ルールに厳格になってしまったといえますか、そういったところは確かに反省としてあったと思いますので、今後同様のことにつきましては丁寧に御説明を申し上げ、信頼感を醸成した上で取り組んでいくべきものであろうと、

このように思っておりますので、十分意見があったことを受け止めながら今後事業、また各種事業の推進に努めてまいりたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

平賀委員。

**○平賀貴幸委員** いろいろな積み重ねがあるのだということをもまずは、市長も今の答弁、認識はされているのだろうというふうに思いますけれども、改めてお伝えしながら1点だけ伺わなければいけないと思うのでちょっと伺おうと思うのですが、もうかれこれ2年、いや、3年前かな、部活動の問題から始まり、そして実はもっと前かもしれませんけれども、ここに来て、廃棄物処理の問題などいろいろ、信じてくださいと言われても、いや、にわかにはそれが難しいのではないかなというような問題が、我々が新たに当選した期に積み重なってきているのだと思うのですね。その中で、こういった秘密保持契約を伴うものが出てきて、審議をするということになったからこそうこういう場をつくらざるを得ないような状況になっているのだという流れというのですかね、市政運営上の積み重ねだと私は思いますけれども、その部分を組織として修正していく必要が多分あるのだろうなというふうにまず思うわけです。そこをまず認識していただいた上で、今後の市政運営にもぜひ当たっていただきたいなというふうに思うのですけれども、改めてその辺いかがですか。

**○水谷洋一市長** 今日の議論は電力の問題だと思っておりますので、全般につきましては代表質問等で頂きましたお答えだというふうに思っております。

ただ、小田部委員もおっしゃっていましたけれども、二元代表制ということが非常に強くありまして、そここのところの審議する側と提案する側のそこら辺が、何というのかな、事前に行うということに対しての今までなかなか踏み込めないところがあったかもしれません。ですから、そこは御案内のとおり、今回の件もそうですけれども、市政運営に当たってどのような形で市民を代表する議会に対して説明、様々場を設けてはいるのですが、協議会であろうとか委員会であろうとかという場を設けてはいるのですが、そこでなかなか理解を深めるという作業が今後より一層必要ということだというふうに思います。私も市議会



議員をやっておりましたので、そこら辺のニュアンスというのはよくわかるわけですが、やっぱりここ2年余り、3年余り、私も3期目の1年目はこうしたことはあまりあれかなという感じはするのですが、やはりコロナというのはやっぱり大きかったなというのは改めて思います。人と会ってはいけない、御飯食べてはいけないというのはやはり大きいなあとという感じがいたします。ちょっとお茶を飲もうというものはばかれる、約2年半ではなかったかと、非常に影響があったのではないかなと思います。マスクを外しながら、どうなのかね、この案件というような取組というのが難しかった。そこはそういうふうに捉えて、そこは受け止めて、今平賀さんがおっしゃったように、マスクを外しながら様々な忌憚のない意見と、そして理解を深めてもらう作業というのが今後必要なのだろーと思いますので、時代のせいにはいたしません、やはりそうした外的要因もあったのかなという印象を持っております。いずれにしても、御指摘を頂きましたように、より一層の理解を深めるための作業というのは必要なのだろーという御指摘でありましょうから、しっかりと御意見を踏まえてそうした理解を深めるような取組、今後ともしてまいりたいと、こう思います。

**○平賀貴幸委員** それこそこのことについてこの場でこれ以上議論する場ではありませんので、私もここだけで控えますが、1点気になるのは、法的には問題ないというふうに、先ほど課長から話がありましたけれども、恐らくこれは市民も恐らくそこだけはなかなか首を縦に振りづらいのだろーなと思っています。市役所の中に民間の会社が登記されるということなのだと私は思っております。法的にも手続的にも問題ないとはいえ、果たして本当にそれが見え方含めていいのかということとはよくよく考えなければいけないなと思っております。幸いまだ少し設立までに時間があるとはいえ、いろいろ手続しなければいけませんからそんなに長くはないのでしょうかけれども、場所は再考の余地があるのかなという気が正直しております。役員を出向させるということですから、なおさら場所についてはその役員の出向と絡めたほうがスマートだろーと、見え方含めてですね。誤解もされないだろーと。法的には問題がないとはいえ、誤解されるようなことはしない

ほうがいいわけですよ、これ、世の常として。役員がどなたが出向するか最終的には、答弁では副市長という答弁ありましたけれども、そこは最終的にどうなるかまだ私たちはわかりませんが、役員出向させるのであれば、なおさら別の方法もあるのだというふうに思うのですけれども、いろいろ検討した上でそこは決めていくべきではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

**○水谷洋一市長** 今回1,040万円の予算を計上させていただきました。代表質問でもお答えをさせていただいたのですが、地域電力会社に対して設立を目指していきたいということで1,000万円という根拠、これが様々今まで取り組んできたものに対して根拠ですね、根拠であります。その根拠の詳細について実は詰めていっていたものですから、様々御議論をさせていただいたわけでありませうけれども、今役員をどうするかとか、法的に可能なことを今私たちは詰めているわけでありませう。そこがここの場所でもできます、うちの職員を出せる、職員ではないですね、特別職を出せることもできますということであって、詳細についてはまだ立ち上がっておりませうのでこれからの話ですから、そうした議論も議会からあったということは受け止めさせていただいて、そして今後先方との、先方ではないですね、企業立ち上げの際には、何といふかな、参考という言い方なのか、違うな、何だろー。受け止めさせていただいて、そして立ち上げのときにはどういった形になるかをきちんと御説明を申し上げるということだというふうに思いますので、出資であるとか電力の使われ方とかというその事業計画についてはその方向なのですが、今御指摘を頂いたようなことというのはまさにこれからの話で、可能性についてこういう場合もありますねということでありませうから、十分受け止めさせていただいて今後地域電力会社設立に向けて取り組んでいきたいと、こう思います。

**○平賀貴幸委員** 受け止めていただきましたので、そこはぜひ受け止めたものをどうするかということとはよく考えていただきたいなというふうに思いますが、私はやっぱりせつかく初めてやることですから、できるだけ多くの方々に誤解されるようなことは避けるべきだろーというふうに思っております。やり取りの中、質疑を見ていると、登記さえしなければ別に私書箱でも済むよう

な話だったのですよね。ただ、登記しなければ私書箱というわけいきませんから、それは難しいのはよくわかりますので、そうすると新たに設備ができればその場所に移すこともできるのだろうし、そこに転送届みたいな形で転送するとかいろいろなやり方も出てくるのでしょうと。それまでの間のつなぎであればなおさら見てくれも含めて誤解されずに、市民からなるほどと置いていただけのようなやり方をすべきだというふうに感じたものですから申し上げさせていただきました。

以上です。

**○水谷洋一市長** こうした議会での委員会の場で議論があって、そうした御意見があったことは受け止めさせていただきたいと、このように思いません。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

村椿委員。

**○村椿敏章委員** 私からも一言話しをさせてほしいのですけれども、今回の議会で様々説明していただきました。それで、今回の会社の設立について、そして収支の計画などについても示していただいたのですが、先ほどこの議論をするときには事項別明細書なども必要だというふうに言われていたと思うのですけれども、要は何を言いたいかといいますと、予算の審査するときに予算書という形で出されて私たち審査しますよね。なので、今回の部分についても紙によるもの、事項別明細書というものを提出することは可能でしょうか。

**○立崎聡一委員長** 休憩します。

午後 3 時 10 分 休憩

午後 3 時 12 分 再開

**○立崎聡一委員長** 再開いたします。

村椿委員の質問から。

村椿委員。

**○村椿敏章委員** 議論の中ではなじまないものということでありました。大変申し訳ありません。撤回いたします。

**○立崎聡一委員長** 他に。

近藤委員。

**○近藤憲治委員** 今回小田部委員から動議の提出があり私も賛同させていただいて、今日このような場を設けさせていただきました。

これは手続論の話なのだというふうを受け止めておりまして、やはり健全な企業活動を保障する

という視点と、あと公開が大前提である議会での審査をどういうふうに両立していくのかという非常に悩ましい状況だなというふうに受け止めさせていただきました。

議案の審査の際には答弁できる部分は全て出すということで御答弁いただいて理解を深める作業はできましたけれども、一方で今後の後の世代がこの委員会での議論を振り返ったときに、議事録を読んだときに、どういう判断で賛成がされたのか反対がされたのか、または保留がされたのかというのがきちんと理解されるということがやはり議会の議決責任とともに必要なことだというふうに思っております。そういう点ではやはりこの秘密保持契約、これ非常に企業活動においては重要なのですけれども、やはり公開原則の議会に予算を上程するという部分にはどうしてもせめぎ合いのような状況が生まれるなという認識を持ったところでありまして、ここについては市長が御答弁をされておりますけれども、今後類似の事案が出てきた場合には丁寧というお話をされておりました。私も今回、この動議に賛同した者として何か今後このようなケースが出たらできることはないのかなというふうに考えておりまして、特にやはり地方議会として議決をする責任を負っていますから、より市民の皆さんに納得していただき理解していただける方法ないかなというふうに思いながら、例えばこれ P F I を自治体を実施する場合の方法なのですけれども、事前に仮契約をして仮契約の段階で公開をし、その仮契約は予算を伴っていませんので議会の同意はない状態で仮契約だけをして公開し、その後出資に伴う予算を上程するような方法ですとか、手法は様々考えられるのかなというふうに思っています。これは今後、今後ですね、今回のこのケースも一つの糧として今後考えていかなければならないなというふうに感じた次第であります。そこについては市長は度々答弁されていまして理解はさせていただきますが、併せて今回の動議の一部に入っております会社の登記ですね、市役所内に登記できるのかどうかという部分についても、これちょっと他市の事例等を調べてみると、やはりこれも手続論だというふうに思っております。網走市でいいますと、網走市公有財産規則というものに基づくのかなと思っております、庁舎も公有財産ですから公有財産を新たに設立されるであろう一私

企業に賃借をするのか無償で賃借するのか考え方はいろいろあるかと思いますが、その手続をきちんと踏めばできるのかなというふうに理解はしているところなのですけれども、この辺の手続もきちんと踏まないと、先ほど平賀委員おっしゃったような誤解を招きかねないので、上程の仕方の手続論、それから庁舎内に本社を置くときの手続論、大事にさせていただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。

まず、動議が上がったことからお話申し上げますと、私ありがたかったと思っております。というのは、やはり私たちも説明する秘密保持契約があった場合、どこで説明、本会議の代表質問でお答えをし、予算審査特別委員会で御説明を申し上げ、その前段として予算審議に当たり議会とよく協議をし相談をさせていただきたいということだったのですが、やはりより一層の議論の深まりというのはやはり必要ですよというの私も理解をしているところであります、その場というのをどこでやったらいいのかというのが悩ましいところでありました。こうした機会を設けていただいて今後の取扱いについても公に議論ができたというのはありがたい、というのは次の十分な前例になるというふうに思いますので、手続としてどのようにしたらいいのかということは本当にこうした場を設けていただいたことはありがたいというふうに思います。

今、近藤委員からお話ありましたように、議会上程における手続論の話ですけれども、まさにそこは前段小田部委員と松浦委員も申しましたように、そこは信頼関係の下に丁寧に説明をすべきであろうという取扱いをさせていただきたい。2つ目の住所地における手続論みたいところは、それは法的にはできます。私たちはその法的な部分においてできますという御回答をさせていただいているのですが、実際に設立するに当たって、今日先ほど平賀委員からも御指摘を受けましたし、近藤委員からも御指摘を受けておりますので、そこはこの設立に当たってどのように取り扱うかというのは、議会の意見があったことからそれを受け止めながら今後について対応してまいりたいと、こう思います。まさにどのように手続を踏まえていくのかというのは明らかにしていく話だと思っておりますので、こうした議会の場で議

論をさせていただくことにまず感謝を申し上げ、そしてまた二つの御指摘を頂いたことに対して受け止めさせていただきたいと、こう思います。

○立崎聡一委員長 他に。

永本委員。

○永本浩子委員 いろいろとお話が出たところでしたけれども、私も今回この新電力会社のお話があるいろいろありまして、自分でもいろいろ調べてみました。やはり、例えば、知的財産が関わるような産学連携の場合とか、営業秘密が関わるようなこういった官民連携の場合には、秘密保持契約というのは当たり前に関わるといっても、調べてみると、ああそうだったのだなという。そしてこの新電力に関しては、全国で様々なところで官民連携しての会社が結構設立されているのもわかりまして、中には町長が、出資比率が高いのもあったのでしようけれども、町長自身が代表取締役社長になっている会社とかもあつたりして、ちょっと私も勉強不足で、こんな形で次々いろいろな形で会社が設立されているのかということもわかりまして、ちょっと意を新たにしたところでございます。それでも私自身も、今まで皆さんおっしゃっていましたが、この方向性、会社の中身はとていいものだし、ぜひ賛同したいところなのですけれども、やっぱりちょっとあのあまりにもぎりぎり過ぎたというか、せめてこう予算の説明会のときとか、2月16日にプレスリリースしたときに、その辺にでもお話を頂けていたらなと思いはしているところです。内容的には大事な内容かと思っておりますので、ぜひという気持ち。そしてまたこういったところで、新会社ができるところで、もしかしたら将来的にはこの会社の関係の誘致にも結びつくかもしれないというところもあるかなという思いもありますので、内容的には賛同したいところなのですけれども、やはりもうちょっと事前の説明というのが、もう少し早めに頂ければという思いはしているところです。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。

事業の中身について御議論が委員会の中でも大きな議論ではなかったというふうに思っておりますが、やはり秘密保持契約であったりとか、会社の位置であったりとか、役員構成であったりといったところが大変議論があったのだと思います。そうしたことを含めて今永本委員からもお話

がありました、各議員からもございましたけれども、早めにとのお話でありましたが、そこはこうした秘密保持契約を結ぶような場合においては、冒頭に戻りますけれども小田部委員に申しましたけれども、丁寧に御説明を申し上げて審議に当たるべきであるという御指摘、まさにそのとおりだと思いますので、今後同様のケースがあった場合には、予算計上に当たり丁寧に御説明をして予算審議に当たれるように我々は十分対応し、今後そのように取り扱ってまいりたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この件についてはこの程度でよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者退席のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分 休憩

---

午後 3 時 44 分 再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

それでは、先ほどの案件について発言のある方は挙手願いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、以上で終了したいと思います。

御苦労さまでした。

再開は、明日午前10時からいたしますので、御参集願いたいと思います。

午後 3 時 45 分 散会

---